

第1章 災害警戒期の活動

本章では、風水害等が発生するおそれがあるときの気象予警報等の伝達、活動組織の設置計画及び動員配備計画について定めるとともに、水防計画、避難計画等の各種計画について定める。

所	管	各対策部
---	---	------

第1節 災害応急活動体制

町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町及び関係機関は迅速かつ的確に応急対策を図るため、災害の状況に応じた活動組織を設置する。

第1 組織体制の概要

町は、災害の規模及び状況に応じ、次の配備体制による活動組織を設置する。
なお、各配備体制における職員の動員は、年度当初にあらかじめ各課で定めておく。

[配備基準等]

災害レベル	配備体制	配備基準	参集体制
レベル1	注意配備	・越前町に注意報が発表され、防災安全課長が必要と認めた場合	・防災安全課職員
レベル2	警戒配備	・越前町に警報が発表された場合 ・小規模の災害が発生した場合 ・災害の発生するおそれがある場合	・防災安全課 ・あらかじめ指定された職員
レベル3	災害対策連絡室	・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・その他町長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合	・副町長 ・教育長 ・各理事等 ・各課(室)長 ・防災安全課全員 ・関係課のあらかじめ指定された職員
レベル4	災害対策本部	・福井県に特別警報が発表された場合 ・大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・その他町長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・町長 ・副町長 ・教育長 ・各理事等 ・全職員

第2 注意配備体制(災害レベル1)

1 配備及び解除基準

防災安全課長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、注意配備体制をとるものとし、その配備及び解除基準は次のとおりとする。

(1) 配備基準

○ 越前町に注意報が発表され、防災安全課長が必要と認めた場合

(2) 解除基準

- 注意報が解除された場合
- 警戒配備体制への移行が決定された場合
- 災害対策連絡室又は災害対策本部の設置が決定された場合

2 職員の指定

防災安全課長は、注意配備体制において対応する防災安全課員をあらかじめ指定する。

3 業務内容

参集した防災安全課員は、情報の収集連絡を行う。

第3 警戒配備体制（災害レベル2）

1 配備及び解除基準

防災安全課長は、総務理事及びその他災害に関係ある課の長と協議の上、警戒配備体制をとるものとし、その配備及び解除基準は次のとおりとする。

(1) 配備基準

- 越前町に警報が発表された場合
- 小規模の災害が発生した場合
- 災害の発生するおそれがある場合

(2) 解除基準

- 警報が解除された場合
- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれがなくなった場合
- 災害対策連絡室又は災害対策本部の設置が決定された場合

2 職員の指定

防災安全課長は、総務理事及びその他災害に関係ある課の長と協議の上、防災安全課職員のほか、警戒配備体制において参集する所属職員をあらかじめ指定する。

3 業務内容

参集した職員は、被害情報、災害応急対策に関する情報等の収集連絡を行う。

第4 災害対策連絡室（災害レベル3）

1 設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策連絡室を設置又は廃止する。

(1) 設置基準

- 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- その他町長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合

(2) 廃止基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれがなくなった場合
- 災害対策本部の設置が決定された場合

2 設置場所

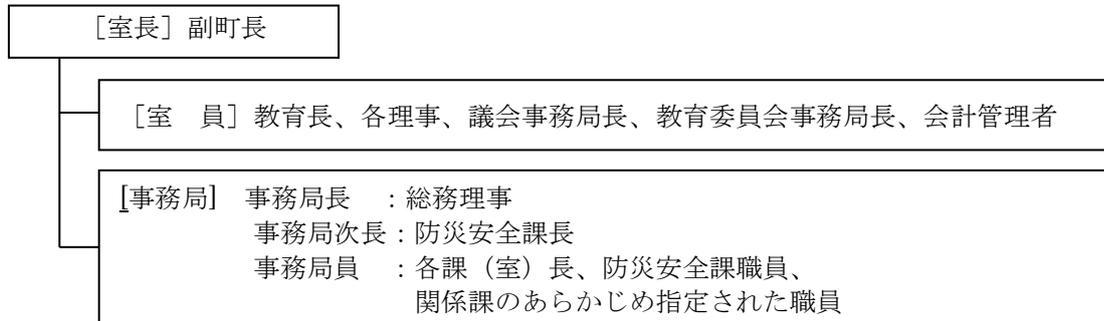
災害対策連絡室は、越前町役場内に設置する。

3 組織体制及び所掌事務

(1) 組織体制

災害対策連絡室の組織の概要は次に示すとおりである。

[災害対策連絡室の組織の概要]



① 災害対策連絡室長

災害対策連絡室の室長は、副町長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 災害対策連絡室員

災害対策連絡室員は、教育長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長及び会計管理者をもって充てる。

③ 事務局

災害対策連絡室に総務理事を長とする事務局を置き、各課(室)長、防災安全課職員及び関係課のあらかじめ指定された職員をもって構成する。なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

(2) 所掌事務

災害対策連絡室の主な所掌事務は以下に示すとおりである。また、この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、災害対策本部に準じるものとする。

- 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集・分析に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 災害対策本部設置の検討に関すること。

4 職員の指定

総務理事、防災安全課長及びその他災害に関係ある課の長は、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。

5 災害対策連絡室会議

室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、室長、災害対策連絡室員及び事務局で構成する災害対策連絡室会議を招集する。

災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- 町の被害状況及び災害応急対策実施状況
- 関係課の災害応急対策等の実施に関する事項
- 関係課相互の調整に関する事項
- 関係機関との連携推進に関する事項
- 県及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- その他情報の収集連絡等に関する事項

第5 災害対策本部（災害レベル4）

1 災害対策本部の設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置又は廃止する。

（1）設置基準

- 福井県に特別警報が発表された場合
- 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（火災、爆発、その他重大な人為的被害が発生した場合も含む。）
- その他町長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合

（2）廃止基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれがなくなった場合

2 設置場所及び標識の掲示

災害対策本部は、原則として越前町役場内に設置する。ただし、役場内に設置することが不可能な場合、宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターの中から選定して設置する。

また、本部を設置したときは、本部の標識を正面玄関に掲示する。

3 関係機関への通知

町は、災害対策本部を設置若しくは廃止した場合、直ちに県（危機管理課）及び関係機関にその旨の通知又は報告を行う。

4 組織体制及び事務分掌

（1）組織編成及び運営

災害対策本部の組織は、次に示すとおりである。

[越前町災害対策本部組織体制]

越前町災害対策本部会議	本部長	町長	総務対策部	総合対策班	防災安全課	
	副本部長 (報道主管者)	副町長		総務課		
	参与	教育長		DX推進室		
	本部員	鯖江・丹生消防本部消防長		総務理事	監理課	
				民生理事	地域対策班 ※	宮崎住民サービス室
				産業理事	越前住民サービス室	
				建設理事	織田住民サービス室	
				議会事務局長	企画広報班	財政課
				教育委員会事務局長	企画振興課	
				会計管理者	ふるさと納税室	
民生対策部	本部付	越前消防団長		救助衛生班	子ども未来課	
		消防班	越前消防団		住民環境課	
					障がい生活課	
	事務局	事務局長	総務理事	医療保健班	健康保険課	
		事務局次長	防災安全課長		地域包括支援センター	
		事務局員	総合対策班による		子育て世代包括支援センター	
		本部連絡員	各部長の指名する者		織田病院	
	産業対策部			産業対策班	農林水産課	
					商工観光課	
		建設対策部			建設班	都市整備課
			水道班	定住促進課		
教育対策部			教育班	上下水道課		
				学校教育課・教育政策推進室		
				国際交流室		
				生涯学習課		
		スポーツ振興課				

※地域対策班は宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターに置く。

- ① 本部長
災害対策本部の本部長は町長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 副本部長
災害対策本部副本部長は副町長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③ 参与
災害対策本部参与は教育長をもって充て、災害対策本部長並びに災害対策副本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ④ 本部員
災害対策本部員には、鯖江・丹生消防本部消防長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長及び会計管理者をもって充てる。
- ⑤ 本部付
災害対策本部付には、越前消防団長をもって充てる。
- ⑥ 報道主管者

災害対策本部には、災害対策本部の広報を統括するため、報道主管者を置き、副本部長をもって充てる。

⑦ 事務局

災害対策本部に、総務理事を長とする事務局を置き、総合対策班がその運営を担当する。また、事務局は、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動全般の調整、本部会議の運営等の庶務を行う。

なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

⑧ 本部連絡員

災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、各部において本部連絡員を2名指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たる。

⑨ 各部・各班

災害対策本部に次の部を置き、部の長は次表に掲げる者をもって充てる。また、各部に「越前町災害対策本部組織体制」に掲げる班を設置する。

[災害対策本部設置時の各部の長]

災害対策本部設置時の部名	役職名
総務対策部	総務理事
民生対策部	民生理事
産業対策部	産業理事
建設対策部	建設理事
教育対策部	教育委員会事務局長

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は次に示すとおりである。

[越前町災害本部 事務分掌]

越前町災害対策本部 事務分掌

[本部長] 町長 [本部員] 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長
 [副本部長] 副町長 総務理事、民生理事、産業理事、建設理事、
 [参 与] 教育長 議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者
 [本部付] 越前消防団長

(※◎は、原則として課長の職にある者を班長とする。*付きは初動時に優先する事務とする。)

班 名	課 名	事 務 分 担
総合対策班	◎防災安全課 総務課 DX推進室 監理課	1.災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2.本部事務局の運営及び本部会議の庶務に関すること。 3.職員の動員配備及び連絡調整に関すること。 4.気象予警報、地震情報等の収集・伝達に関すること。 5.防災行政無線等の通信設備の確保に関すること。 6.関係機関との連絡調整に関すること。 7.被害情報の総括並びに報告に関すること。 8.避難指示等の発令に関すること。 9.警戒区域の設定に関すること。 10.避難所の開設及び収容、閉鎖の決定に関すること。 11.国、県等への報告（要請）及び調整に関すること。 12.自衛隊その他の派遣要請及び受入れに関すること。 13.交通情報の収集及び道路交通規制に関すること。 14.緊急通行車両に関すること。 15.本部車両の確保、配車及び管理に関すること。 16.町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 17.災害救助法の適用に関すること。 18.水防資機材の調達、点検及び水防活動に関すること。 19.放射性物質による災害の連絡調整に関すること。 20.災害対策用物資の備蓄に関すること。 21.報道機関との連絡調整、情報提供に関すること。 (初動時の対応) *22.災害対策本部の設置に関すること。 *23.本部事務局の運営及び本部会議の庶務に関すること。 *24.職員の動員配備及び連絡調整に関すること。 *25.気象予警報、地震情報等の収集・伝達に関すること。 *26.防災行政無線等の通信設備の確保に関すること。 *27.関係機関との連絡調整に関すること。 *28.被害情報の総括並びに報告に関すること。 *29.避難指示等の発令に関すること。 *30.避難所の開設の決定に関すること。 *31.報道機関との連絡調整、情報提供に関すること。 *32.職員の招集、安否確認及び被災職員の対応に関すること。 *33.各班の人員調整に関すること。 *34.庁内通信機能の確保に関すること。 *35.庁舎機能の状況把握に関すること。 *36.各種災害情報の収集・伝達に関すること。(区長等) *37.鯖江丹生消防組合丹生分署との連絡調整、情報収集に関すること。

地域対策班	◎宮崎住民サービス室 ◎越前住民サービス室 ◎織田住民サービス室	1. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 応急物資の調達供給に関する事。 3. 本部への報告及び連絡調整に関する事。 4. 衣料品等生活必需品の調達供給に関する事。 5. 避難所の開設準備・開設、運営に関する事。 6. 救援物資の受入れ及び輸送に関する事。 (初動時の対応) *7. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 *8. 避難所の開設準備・開設、運営に関する事。 *9. 総合対策班の支援に関する事。
企画広報班	◎財政課 企画振興課 ふるさと納税室 議会事務局	1. 町民に対する広報に関する事。 2. 災害記録及び災害広報資料の収集・整理並びに提供に関する事。 3. 町議会議員との連絡調整に関する事。 4. 調査団、視察団等の受入れに関する事。 5. 国、県等に対する資料の取りまとめに関する事。 6. 災害関係費の予算措置に関する事。 (初動時の対応) *7. 広報車による避難情報等の周知に関する事 *8. 公共交通機関等利用者の被害状況の情報収集に関する事。 *9. 総合対策班の支援に関する事。 *10. 町議会議員との連絡調整に関する事。
支援班	◎税務課 会計課	1. 家屋及び設備等の被害調査に関する事。 2. 災害関係資金の支出及び審査に関する事。 3. 災害見舞金、弔慰金等の支給に関する事。 4. 義援金の受入れ及び配分に関する事。 5. 災害時の町税措置に関する事。 6. 災証明の発行に関する事。 (初動時の対応) *7. 避難所の開設準備・開設、運営の協力に関する事。
救助衛生班	◎障がい生活課 住民環境課 子ども未来課 介護福祉課	1. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 要配慮者の対策に関する事。 3. 児童の避難及び安全確保に関する事。 4. 保育所閉鎖等の措置に関する事。 5. 行方不明者の捜索要請に関する事。 6. 死体の収容及び埋火葬に関する事。 7. 避難所の開設、閉鎖の協力に関する事。 8. 食料品の調達、輸送に関する事。 9. 生活必需品の調達、輸送に関する事。 10. 日本赤十字社・関係機関との連絡調整に関する事。 11. 生活必需品の配分に関する事。 12. ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事。 13. 災台帳の作成に関する事。 14. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関する事。 15. 被害世帯に対する生活保護及び生活福祉資金の貸与に関する事。 16. 災害廃棄物の処理計画に関する事。 17. 動物（ペット）保護に関する事。 (初動時の対応) *18. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。

		<p>*19.要配慮者の対策に関すること。 *20.児童の避難及び安全確保に関すること。 *21.避難所の開設準備・開設、運営に関すること。</p>
医療保健班	◎健康保健課 地域包括支援センター 子育て世代包括支援センター 織田病院	<p>1.所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2.医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 3.医療機関及び保健所との連絡調整に関すること。 4.医療関係機関との相互応援要請、協力に関すること。 5.医薬品等の調達、供給に関すること。 6.救護班の編成、配置並びに連絡調整に関すること。 7.救護所の設置、運営に関すること。 8.感染症の予防その他防疫に関すること。 9.防疫活動資機材の調達・指導に関すること。 10.被災者の応急医療と巡回診療の実施に関すること 11.健康調査・相談に関すること (初動時の対応)</p> <p>*12.所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 *13.丹南健康福祉センターとの調整に関すること。</p>
産業対策班	◎農林水産課 商工観光課	<p>1.観光客及び帰宅困難者の情報収集及び避難、誘導に関すること。 2.農地、農業用施設、治山及び林道の被害調査並びに応急対策に関すること。 3.家畜、畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4.漁船、漁具の被害調査及び応急対策に関すること。 5.漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6.観光商工施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7.県及び関係機関との連絡調整に関すること。 8.緊急物資輸送船舶の借上と応急輸送に関すること。 9.海難活動の応急対策に関すること。 10.油類、流木等流出に係る応急対策に関すること。 11.被災農作物の応急技術対策に関すること。 12.家畜の感染症予防及び防疫に関すること。 13.家畜の飼料等調達供給に関すること。 (初動時の対応)</p> <p>*14.観光客及び帰宅困難者の情報収集及び避難、誘導に関すること。 *15.建設班の支援に関すること *16.所管する排水機場及び防災ダムに関すること。</p>
建設班	◎都市整備課 定住促進課	<p>1.道路、橋梁等の公共土木施設、所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2.県及び関係機関との連絡調整に関すること。 3.危険地区等における防災パトロール及び応急対策に関すること。 4.土木建設関係車両及び土木建築資機材等の調達に関すること。 5.公共土木施設の応急対策に係る人員の要請、受入れ及び配置に関すること。 6.障害物の除去及びがれき処理に関すること。 7.被災建築物の応急対策に関すること。 8.応急危険度判定等の受入れ及び協力に関すること。 9.応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関すること。 10.道路除雪対策に関すること。 (初動時の対応)</p>

		<p>*11.道路、橋梁等の公共土木施設、所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>*12.県及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>*13.危険地区等における防災パトロール及び応急対策に関すること。</p> <p>*14.所管する排水機場に関すること。</p>
水道班	◎上下水道課	<p>1.上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2.災害時における応急給水に関すること。</p> <p>3.水質の管理及び飲料水の確保に関すること。</p> <p>4.し尿処理及び仮設トイレの設置に関すること。</p> <p>5.断水等の広報活動に関すること。</p> <p>6.応急給水・排水用資材及び人員の調達・確保に関すること。</p> <p>7.関係機関との連絡調整に関すること。 (初動時の対応)</p> <p>*8.上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
教育班	◎学校教育課 教育政策推進室 国際交流室 生涯学習課 スポーツ振興課	<p>1.所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2.児童、生徒の避難、誘導及び安全確保に関すること。</p> <p>3.避難所の開設準備・開設、運営に関すること。</p> <p>4.食料の炊き出し及び配給に関すること。</p> <p>5.災害時の臨時休校、応急教育に関すること。</p> <p>6.災害時の学校給食並びに児童、生徒の健康管理に関すること。</p> <p>7.り災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること。</p> <p>8.文化財の被害調査及び応急保護、復旧対策に関すること。</p> <p>9.関係機関との連絡調整に関すること。 (初動時の対応)</p> <p>*10.所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>*11.児童、生徒の避難、誘導及び安全確保に関すること。</p> <p>*12.避難所の開設準備・開設、運営に関すること。</p>
(消防班)	(越前消防団)	<p>1.避難伝達・誘導に関すること。</p> <p>2.人命救助に関すること。</p> <p>3.行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>4.その他消防活動及び消防本部、各班との連絡調整に関すること。</p>

5 職員の指定

災害対策本部を構成する全ての職員をもって災害応急対策に当たる。

6 本部会議

災害対策本部は、必要に応じ、本部長、副本部長、参与及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の重要かつ緊急な防災措置に関する協議・決定を行う。ただし、極めて緊急を要し、かつ本部会議を開催するいとまがないとき、本部長、副本部長、参与及び一部の本部員との協議をもってこれに代える。また、本部長は、防災措置に関する連携を図るため、必要と認める場合には、県及び関係機関に対して災害対策本部会議への出席を求める。

- 災害予防及び災害応急対策の基本方針に関すること。
- 職員の動員配備体制に関すること。
- 各班の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 他市町への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。

7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- 災害応急対策を局地的又は特定地域で重点的に行う必要がある場合
- その他、本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

- 当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
- その他、本部長が廃止を決定した場合

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

(4) 組織

現地災害対策本部は、その活動内容に応じて必要な人員を確保し、弾力的に組織を構成する。

なお、現地災害対策本部長には、副本部長、参与、本部員及びその他の職員の中から1名を本部長が任命する。

(5) 所掌事務

所掌事務は本部長の指示によるが、概ね次の内容とする。

- 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 区長等、当該地区の関係者との連絡調整に関すること。
- 避難所の開設及び連絡調整に関すること。
- 被害状況等の情報収集に関すること。
- 本計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
- その他、現地対策本部の運営に関すること。

第6 動員配備体制

1 配備体制の決定

配備体制の決定は、上記第1に示す配備基準に基づき、町長の指示により総務理事が決定する。

2 権限委譲

町長が不在又は職務の遂行が困難な場合、副町長、教育長の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

3 伝達方法

(1) 勤務時間中における伝達

庁内放送や電話、職員災害メール等により連絡する。

(2) 勤務時間外又は休日等における伝達

あらかじめ定めた緊急連絡網により伝達する。

4 伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

- 配備体制
- 参集時間及び参集場所（本部設置場所等）
- 装備等
- 参集途上情報報告書の作成
- その他必要と認める事項

5 配備の伝達及び参集

(1) 注意配備 (レベル1)

① 勤務時間中における伝達

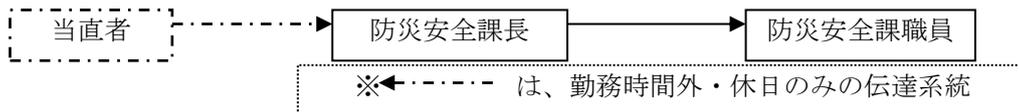
防災安全課長は、災害の発生又は発生するおそれを覚知した場合、参集すべき防災安全課員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、参集すべき防災安全課職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

伝達を受けた防災安全課員は、防災安全課に参集する。

(2) 警戒配備 (レベル2)

① 勤務時間中における伝達

ア 防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、総務理事を通じ町長、副町長及び教育長に報告する。

イ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。

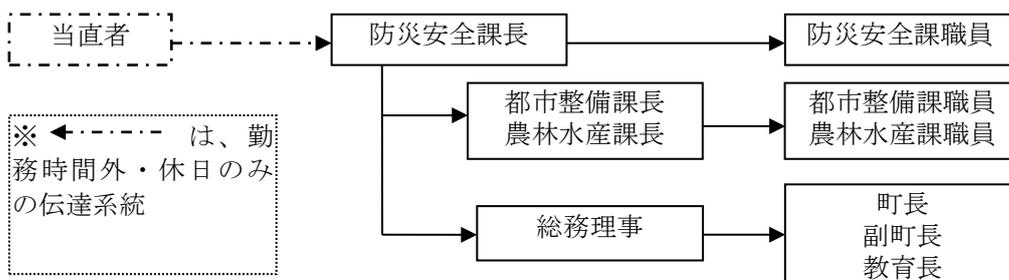
② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、町長、副町長、及び教育長に報告する。

ウ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

伝達を受けた防災安全課職員並びに都市整備課及び農林水産課の職員は、防災安全課に参集する。

(3) 災害対策連絡室 (レベル3)

① 勤務時間中における伝達

ア 副町長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、総務理事を通じ、防災安全課長に伝達する。

イ 防災安全課長は、電話等により各理事及び防災安全課職員に伝達する。

ウ あらかじめ定められた防災安全課職員は、庁内放送により職員に伝達する。

エ 各理事等は、関係課の長に伝達する。

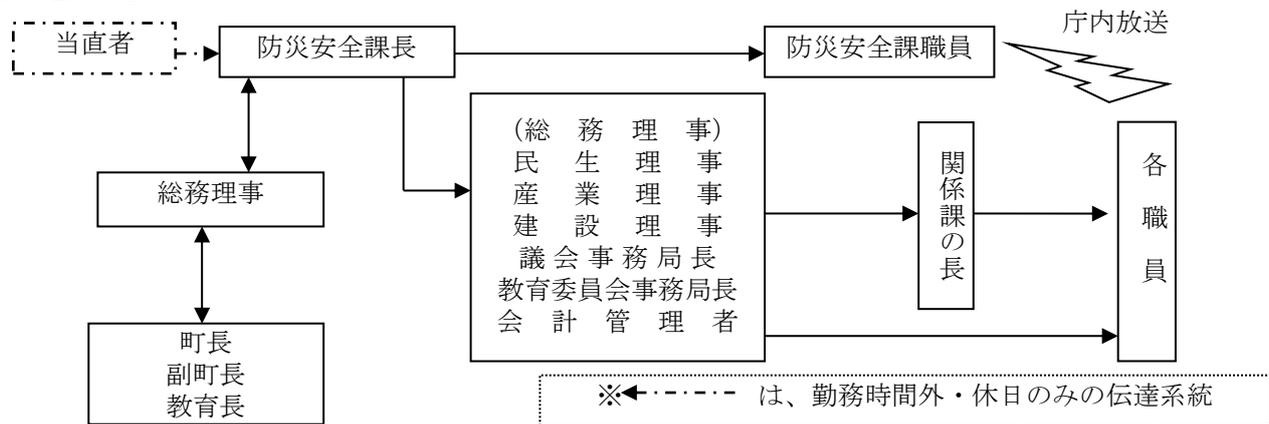
オ 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

- イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長へ状況を伝達する。
- ウ 副町長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、総務理事を通じて防災安全課長へ連絡する。
- エ 防災安全課長は、各理事及び防災安全課職員に伝達する。
- オ 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- カ 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

災害対策連絡室設置の伝達を受けた職員は、直ちに災害対策連絡室の設置場所に参集する。

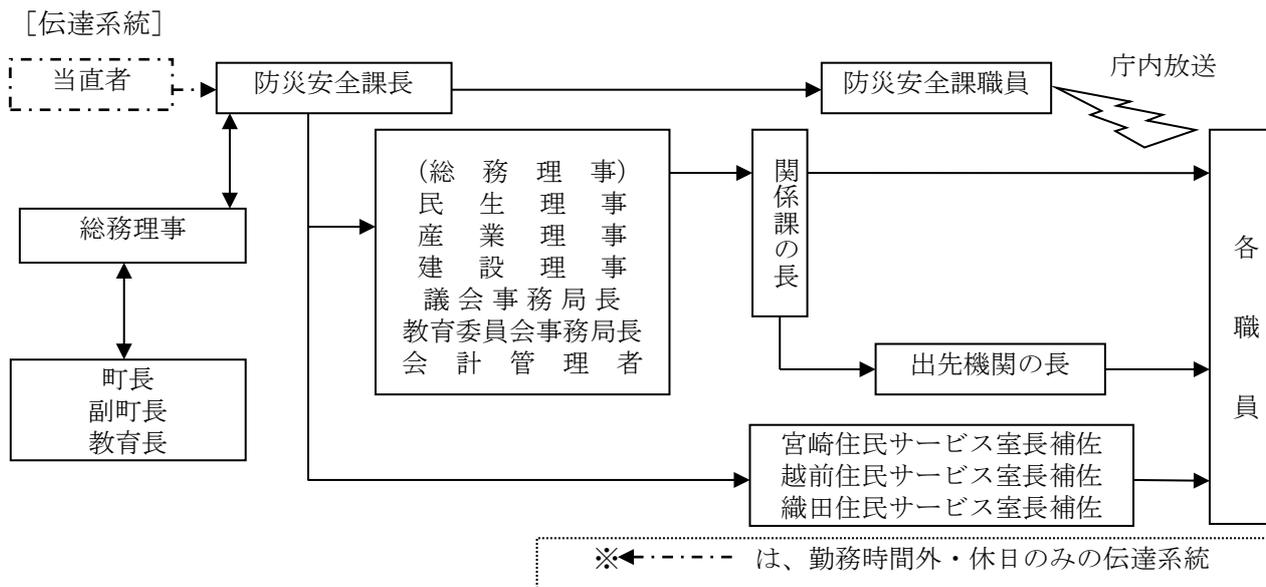
(4) 災害対策本部（レベル4以上）

① 勤務時間中における伝達

- ア 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長に伝達する。
- イ 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- ウ あらかじめ定められた防災安全課職員は、庁内放送により職員に伝達する。
- エ 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- オ 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

- ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。
- イ 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長へ状況を伝達する。
- ウ 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長に伝達する。
- エ 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- オ 各理事は、関係課の長に伝達する。
- カ 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。



③ 参集場所

災害対策本部設置の伝達を受けた本部員及び事務局員は、直ちに災害対策本部に参集し、その他の職員については、各所属に参集する。

(5) 自主参集

職員は、大規模若しくは広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、配備の伝達前であっても直ちに参集する。

(6) 参集状況等の報告

災害対策本部の各部長は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、事務局へ報告する。

各職員は、参集途中で周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で町民の救出を優先し、救出の状況等について各所属や参集場所に連絡するよう努める。

(7) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、災害発生直後の動員対象から除外する。ただし、該当する職員は可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。また、参集を妨げる事態が収束できた場合、直ちに参集する。

- 公務のため管外出張中の場合
- 職員自身が災害発生時に療養中、又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼等の場合
- その他の事情により、特に所属長がやむを得ないと認めた場合

6 職員の活動環境及び福利厚生

大規模な災害時においては、状況に応じて 24 時間体制による災害応急活動を展開する場合も生じるため、交代制の実施や健康管理等、職員の活動環境及び福利厚生の充実に努める。

第7 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

所 管	総務対策部，関係機関
-----	------------

第2節 通信計画

町及び関係機関の通信について、その方法及び系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施する。

第1 通信手段の確保

1 通信手段

災害時における通信連絡は、概ね次に掲げる方法により、単独又はこれらを組み合わせて弾力的な運用を図る。

[通信手段]

無線通信	① 県防災行政無線 ② 町防災行政無線（同報系） ③ 携帯電話・衛星携帯電話 ④ 緊急警報放送受信機 ⑤ 関係機関の無線設備 ⑥ アマチュア無線
有線通信	① 有線電話（災害時優先電話、非常・緊急扱い電報を含む。） ② C A T V ③ インターネット（県の災害情報インターネットシステムを含む。）
その他	① 放送局への要請 ② 連絡員（伝令）

2 災害発生後の機能確認と応急復旧

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧に当たるとともに、携帯電話や衛星携帯電話等の代替通信手段を確保する。

第2 災害時の通信連絡

町、県及び関係機関が行う災害に関する予報・警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信又は衛星携帯電話により速やかに行う。

1 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

2 町防災行政無線の運用

(1) 町民への広報及び伝達

災害発生後の災害情報及び生活支援情報等は、原則として町防災行政無線同報系によって行う。

(2) 災害情報の収集連絡等

各班による災害情報の収集・伝達、応急対策等に関する連絡等は、原則として町防災行政無線移動系によって行う。

3 C A T Vの活用

町民への広報等には、停電、ケーブルの切断等が生じていない限り、C A T Vの活用を検討する。

4 県防災行政無線の活用

県及び関係機関との連絡等は、県防災行政無線を活用する。

5 衛星携帯電話

既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線が被災した場合、衛星携帯電話を使用し、県及び関係機関との連絡を行う。

6 電気通信設備の優先利用

(1) 災害時優先電話の利用

町は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話として利用する。この災害時優先電話を使用しての通話は、発信に限り、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 電報の優先利用

町は、緊急の度合いに応じ、非常扱い電報及び緊急扱い電報を利用する。これらの電報は、115番通話により行い、非常扱い電報又は緊急扱い電報である旨を申し出る。

① 非常扱いの電報

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
イ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
ウ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
エ その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
オ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
カ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
キ 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。）相互間 防衛機関相互間、警察機関と防衛機関相互間
ク 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの電報

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
イ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(ア) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（上記①の表中ク欄に掲げるものを除く。） (イ) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(ア)の機関との間
ウ 治安の維持のため緊急を要する事項	(ア) 警察機関相互間 (イ) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
エ 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会	選挙管理機関相互間

の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	
オ 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
カ 船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定める病院相互間
キ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(ア) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (イ) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (ウ) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (エ) 国又は地方公共団体の機関（上記①の表及びこの表のア欄からこの欄のウ)までに掲げるものを除く。）相互間

7 非常無線通信の利用

町は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条及び第74条並びに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信連絡手段の確保を図る。この場合において、無線局及びその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期す。

(1) 非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- 人命の救助に関するもの
- 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 遭難者救護に関するもの
- 非常事態発生の場合における列車運転及び鉄道輸送に関するもの
- 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質、の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

(2) 非常通報の発信

非常通報は、法令上許される範囲内において、防災関係機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受する。

(3) 非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（カタカナ）又は文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼する。

8 通信施設所有者等の相互協力

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になったとき、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に基づき、次に掲げる者が設置する有線電気通信設備を使用し、通信連絡手段を確保する。ただし、災害対策基本法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行う。

① 警察事務を行う者	⑤ 海上保安事務を行う者	⑨ 電気業務を行う者
② 消防事務を行う者	⑥ 気象業務を行う者	⑩ 自衛隊
③ 水防事務を行う者	⑦ 鉄道業務を行う者	
④ 航空保安事務を行う者	⑧ 軌道業務を行う者	

9 アマチュア無線の利用

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になった場合、アマチュア無線開設者に対し、その利用を要請する。

10 放送の要請

町長は、災害に関する伝達、通知又は警告について、放送法（平成25年法律第132号）第2条第20号に規定する放送局に対して放送の要請を行うときは、原則として県を通して行う。

なお、災害対策基本法第57条による放送の要請を行う場合は、あらかじめ定めた手続きにより行うが、この場合、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用することができる。

第3 その他の通信連絡手段

- 1 町は通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。
- 2 町は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請するものとする。
- 3 あらゆる手段を講じて通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。
- 4 災害時伝言ダイヤル（171番）の活用

災害時伝言ダイヤルは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供が開始される。このとき、提供条件等は西日本電信電話(株)が決定し、内容はテレビ・ラジオ及びインターネット等で広報され、次の状況にある場合の利用に適する。

- | |
|---------------------------|
| ○ 避難等により電話に応答できない人への連絡 |
| ○ 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡 |
| ○ 呼出しても応答のない電話の場合 |

なお、災害時伝言ダイヤルの伝言録音時間は1伝言当たり30秒以内、伝言保存期間は提供終了までとなっており、災害の状況により異なる。また、録音された伝言は被災地の電話番号を知っている全ての人聞くことができるため、聞かれないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておくものとなっている。

所 管	総務対策部，関係機関
-----	------------

第3節 気象予警報等の収集・伝達

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の異常気象又は大規模災害等による被害を防止し、又はその被害の軽減を図るため、気象予警報等の発表を迅速かつ的確に伝達する。

第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「住居者等がとるべき行動」、「行動を住居者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。特別警報・警報・注意報の種類と発表基準は、次のとおりである。

[福井地方気象台が発表する警報の種類と発表基準]

発表官署 福井地方気象台

越前町	府県予報区	福井県
	一次細分区域	嶺北
	市町村等をまとめた地域	嶺北北部

種 類		発 表 基 準
特別 警報	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	波浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

種 類		発 表 基 準
警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。（別表2） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。（別表2）
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上と予想される場合。
	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。（別表3）
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表4） ・指定河川洪水予報による基準（別表4）

種 類		発 表 基 準
注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。（別表5） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。（別表5）
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、福井地方気象台または敦賀特別地域気象観測所の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、または海上で500m以下になると予想される場合
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が発生するおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 最低気温が3℃以下と予想される場合。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 7～8月の日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続すると予想される場合。

		12～3月の最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合
	波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3m以上と予想される場合。
	高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる。警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 （別表6）
	洪水 注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表7） ・指定河川洪水予報による基準（別表7）

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
	大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨特別警報に同じ。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
	高潮特別警報	一般の利用に適合する高潮特別警報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

（注）

1. 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

（別表1）

2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測

した市町は土壌雨量指数基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の7割とする。

3. 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除または更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※4 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 気象情報

（1）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象区域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害および低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(6) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

(7) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

(8) 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

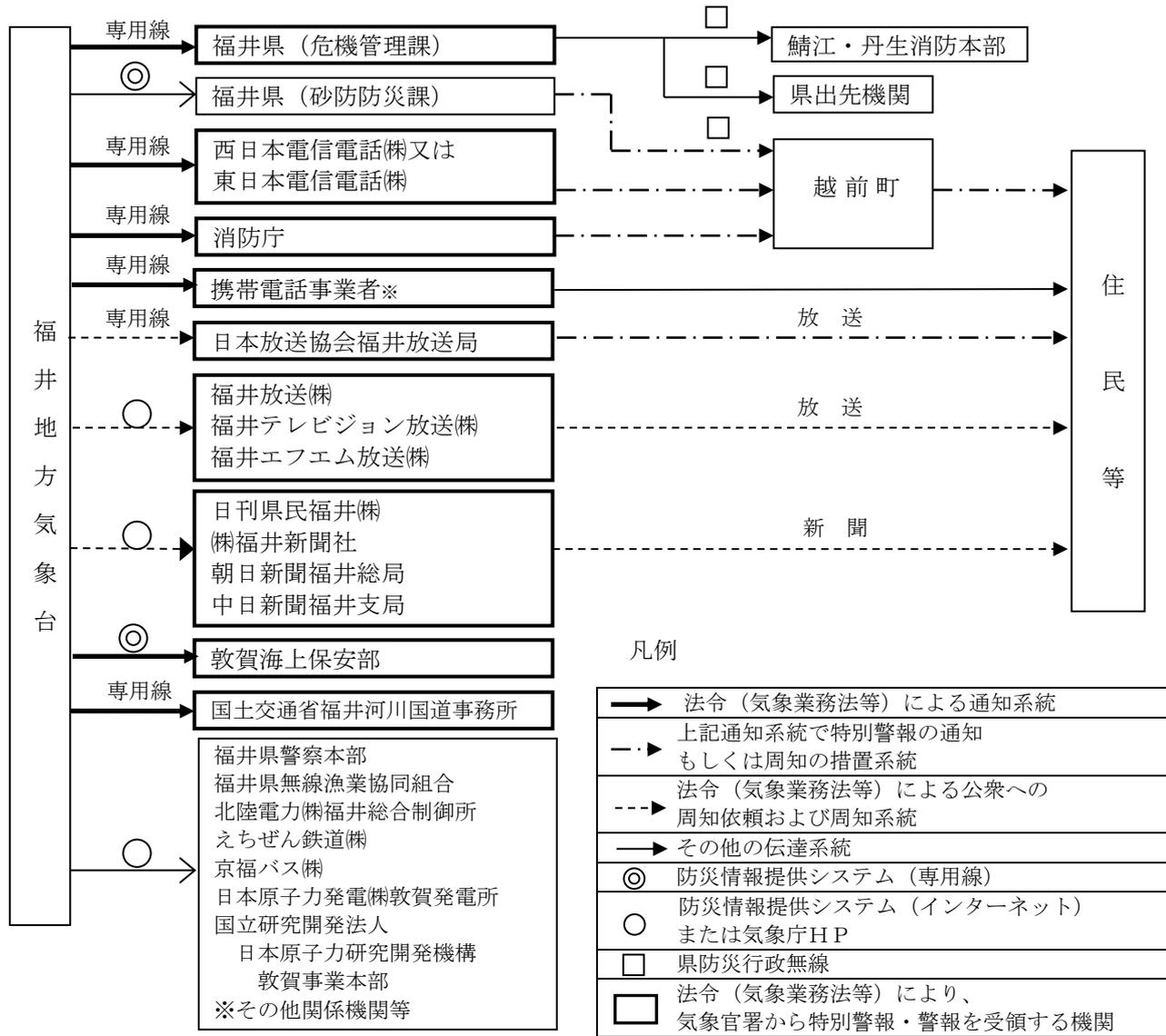
[気象警報等発表時における町や町民の対応例]

気象警報等の種類	[現象の種類] 大雨（土砂災害・浸水害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪	町の対応	町民の行動
特別警報 (特大な災害の起こるおそれ それが著しく大きい) 警戒レベル5相当	土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに最善を尽くして身を守るよう町民への呼びかけ ・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの町民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに命を守る行動の実施（避難所への避難、又は外出することが危険な場合は家の中で安全な場所に留まるなど）
警報 (重大な災害の起こるおそれ) 警戒レベル3～4相当		<ul style="list-style-type: none"> ・避難の呼びかけ ・必要地域への避難指示) ・応急対応体制の確立 ・必要地域への避難準備・高齢者等避難開始 ・避難場所の準備、開設 ・警報の町民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・早めの自主避難、又は町の指示等による避難 ・暴風警報については、安全な場所への退避 ・異常現象の町への通報 ・危険な場所へは近づかない ・避難の準備
注意報 (災害の起こるおそれ) 警戒レベル2相当		<ul style="list-style-type: none"> ・警戒すべき区域の巡回 ・注意呼びかけ ・気象情報や雨量の情報収集 ・連絡体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用持出品の点検 ・避難場所の確認 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ等からの最新の気象情報の入手 ・気象情報への注意

5 特別警報・警報・注意報等の伝達

特別警報・警報・注意報等の伝達経路は次に示すとおりであり、町は、暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報は、直ちに町民等に周知する。特に、特別警報は、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに町民等に周知する。また、町は災害の予告に当たる重要な気象情報を、町民の自主避難の参考となるよう、速やかに町民等へ伝達する。

[特別警報・警報・注意報の伝達先及び伝達系統]



※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

- 福井地方気象台は、気象業務法（昭和 27 年法律第 169 号）に基づく特別警報・警報・注意報等を発表、切替又は解除したとき、専用通信設備又は加入電話等を用いて、当該特別警報・警報・注意報等により措置を講じる必要のある機関へ速やかに伝達する。ただし、西日本電信電話（株）及び東日本電信電話（株）への伝達は、特別警報・警報のみとする。
- 県は、通知された特別警報を、県防災行政無線等により直ちに町に通知するとともに、鯖江・丹生消防本部及び県の出先機関等に伝達する。
- 県は、通知された警報等及び災害の予告に当たる重要な気象情報を、県防災行政無線等により直ちに町、鯖江・丹生消防本部及び県の出先機関等に伝達する。
- 町は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、特別警報、警報等にあつては直ちに、災

害の予告に当たる重要な気象情報にあつては速やかに、町民及び所在の官公署等に周知する。

- (5) 敦賀海上保安部は、通知された事項（海域及び船舶交通に影響を与える特別警報・警報のみ）を航行中及び入港中の船舶に周知する。
- (6) 西日本電信電話（株）又は東日本電信電話（株）は、通知された事項（特別警報・警報のみ）を、一般の通話や電報に優先して、町に伝達する。
- (7) 放送機関は、通知された事項を、あらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知する。
- (8) その他の関係機関にあつては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知する。

6 町民への周知

町は、予警報の伝達に際し、必要に応じて、予想される事態とそれに対してとるべき措置を町防災行政無線や広報車等を利用して町民に周知する。また、状況に応じて自主防災組織や社会福祉協議会と連携し、要配慮者に配慮した広報を行う。

第2 消防法による火災気象通報及び火災警報

1 火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を県に通報する。通報を受けた県は、県防災行政無線等により、速やかにこれを町に通報する。

2 火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県内市町を対象とし、「乾燥注意報」及び「強風注意報（陸上）」の基準のいずれかを満たしたときとする。

- (1) 実効湿度 65%以下で最小湿度 30%以下になる見込みのとき。
- (2) 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

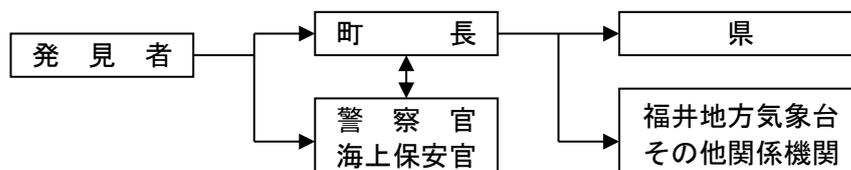
3 火災警報

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発する。

第3 異常現象発見者の通報義務

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官等に通報し、町長は速やかに県、福井地方気象台及びその他の関係機関に通報する。



2 町長が県、福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき
- (2) 竜巻、強いひょうがあつたとき
- (3) 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があつたとき

第4 福井地方気象台への協力

町は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力する。

1 福井地方気象台に通報を要する事項

- (1) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (2) 町に災害救助法が適用されたとき。

2 福井地方気象台の照会により通報する事項

- (1) 町の自然災害による被害状況

- (2) 気象官署以外の気象観測資料
- (3) 河川の水位、流量の観測資料
- (4) 潮位、波浪の観測資料
- (5) その他

(別表1) 気象特別警報の指標

要因	指標
雨（土砂災害）	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村毎に大雨特別警報（土砂災害）を発表します。
雨（浸水害）	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に特別警報（浸水害）を発表します。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

雪に関する各地の50年に一度の値一覧

地点	積雪深さ（cm）
福井	166
敦賀	153
武生	121
大野	240
九頭竜	328
今庄	250
小浜	98

- (注) 1. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
2. 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(別表2) 大雨警報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
嶺北北部	越前町	14	105

(別表3) 高潮警報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	潮位 (m)
嶺北北部	越前町	1.3

(別表4) 洪水警報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	越前町	天王川流域=19.6, 和田川流域=8.2,	天王川流域 = (5, 17.6)	九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示す。
- (2) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(別表5) 大雨注意報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
嶺北北部	越前町	6	67

(別表6) 高潮注意報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	潮位 (m)
嶺北北部	越前町	0.7

(別表7) 洪水注意報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	越前町	天王川流域=15.6, 和田川流域=6.5, 越知川流域=8.7, 織田川流域=6.1	天王川流域 = (5, 15.6) 越知川流域 = (5, 8.7)	—

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示す。
- (2) 洪水の欄中、「○○川流域 =30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

第4節 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）並びに県水防計画に基づき、洪水又は高潮による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減することで公共の安全を保持することを目的とする。

第1 水防の責任

1 町の責任

水防法並びに県水防計画に基づき、管理区域内における水防体制と、組織の確立強化を図り、区域内における水防を十分に果たす。（水防法第3条）

2 町民の責任

町民は、水防管理者及び鯖江・丹生消防組合より出動を命じられたときは、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、町の管理区域に居住する者は、常に気象状況、増水状況等に注意し、水害が予想されるときは、進んで水防に協力しなければならない。（水防法第24条）

第2 水防区域

水害のおそれがあると認められる河川及び海岸のうち、重要水防箇所指定される区間は次のとおりである。

[重要水防箇所]

河川名	延長	区 域	重 要 度		級	適 用
			A	B		
織田川	2,400m	越前町織田	—	右 1,200m 左 1,200m	1	堤防高
和田川	10,600m	越前町佐々生～越前町田中	—	右 5,300m 左 5,300m	1	堤防高
天王川	7,600m	越前町内郡～越前町乙坂	—	右 3,700m 左 3,900m	1	堤防高
天王川	500m	越前町江波	—	左 500m	1	堤防高
天王川	1,400m	越前町乙坂～福井市清水山町	—	左 1,400m	1	堤防高

第3 水防組織及び機構

1 水防実施本部

町長は、水防活動に関する予警報の通知を受けたときから洪水又は高潮による危険が解消するまでの間、防災安全課に水防実施本部を設け、その事務を処理する。

2 消防機関との連携

町は、鯖江・丹生消防組合及び消防団の協力を得て水防活動を実施する。

3 実施本部機構及び所掌事務

水防実施本部の機構及び所掌事務は、一般災害対策計画の災害対策本部組織体制及び事務分掌を準用する。

第4 水防情報の伝達

1 気象・水防予警報の伝達

町長は、福井地方気象台から水防活動に関する予警報の通知を受けたとき、水閘門等管理者及び町民に対し、その旨の周知徹底を図る。

2 水位の通報

町長は、洪水のあることを自ら知り、又は水防活動に関する予警報の通知を受け、かつ施設等が決壊等の損傷を受けたとき、丹南土木事務所に通知する。

第5 水防配備体制

1 水防実施本部員の体制

水防実施本部の体制は次の内容とし、必要要員、作業内容、その他の詳細は越前町水防計画に定めるものとする。また、注意体制及び警戒体制は防災安全課長の指令により、活動体制及び非常体制は町長の指令により行う。

災害レベル	配備体制	配備基準	内容
レベル1	注意配備体制	大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が越前町に発表された場合	少人数で情報収集と連絡活動を行い、事態の推移により直ちに招集その他の活動ができる配備体制
レベル2	警戒配備体制	① 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が越前町に発表された場合 ② 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合	水防事態が発生した場合、そのまま水防活動が滞滞なく遂行できる配備体制（危険箇所の巡視等）
レベル3	活動配備体制	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合	必要要員をもって水防活動に当たる配備体制
レベル4	非常配備体制	① 基準地点の水位が避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合 ② 広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	所属人員の全員をもって水防活動に当たる完全な配備体制
レベル5	—	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）を超え、さらに上昇するおそれがある場合	

2 出動準備・警戒配置の指示

水防管理者は、次の事象を覚知したとき、水防団及び鯖江・丹生消防組合に対して出動準備、又は警戒配置を指示する。なお、警戒配置を指示した場合は、直ちに水防本部（県）へ状況を報告する。

(1) 出動準備

- 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要を予測するとき。
- その他気象状況により、高潮の危険が予測されるとき。

(2) 警戒配置

- 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

第6 警戒区域の設定

水防団及び鯖江・丹生消防組合は、迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りの禁止、その区域からの退去等の指示を行う。

第7 水防活動

災害が発生し、浸水が予想される場合若しくは被害が発生した場合に、町は、所要の対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

1 出水危険箇所等の巡視、点検

災害の発生に際しては、直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

2 出水時の対策

出水時の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、越前町水防計画に準拠して水防活動を実施する。

所 管	総務対策部, 民生対策部, 建設対策部, 関係機関
-----	---------------------------

第5節 土砂災害警戒活動

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるため、危険が迫る前に十分な対策を実施するための災害応急対策を定める。

第1 災害原因の情報収集・伝達

町及びその他関係機関は、緊密な連携の下に災害情報の収集に努め、特に、大雨注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達・周知については、各危険地域等を所管する関係機関への徹底を図る。

1 現地状況の把握

町、鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。また、広域的な大規模災害が発生した場合、県と連携し、斜面判定士による危険状況の把握に努める。

2 降雨・積雪状況の把握

降雨・積雪の状況は、所管施設で自らが観測するとともに、アメダス、テレメーター等の記録も活用して町域の気象状況を把握する。

3 土砂災害警戒情報の周知

町は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに県と福井地方気象台が連携して作成、共同発表する土砂災害警戒情報を町民に周知するとともに、併せて提供される土砂災害警戒情報を補足する情報を参考情報として、避難指示等の発令対象地域を特定する。

なお、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げが実施されることに留意する。

4 土砂災害緊急情報の周知

町は、重大な土砂災害が急迫している状況において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、国又は県が実施する緊急調査の結果を受け、適切に町民への避難指示の判断等を行うとともに、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を町民へ周知する。

第2 警戒体制の確立

町は、時機を失することなく、あらかじめ定める各危険地域における基準に基づき、速やかに警戒体制を確立する。ただし、急傾斜地崩壊危険区域については次の要領で警戒体制をとる。

[急傾斜地崩壊危険区域における警戒体制]

災害レベル	配備体制	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日まで降雨がない場合
レベル2	第1警戒配備体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。
	第2警戒配備体制	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。

備考：1) 第1警戒配備体制においては、危険区域の警戒巡視、町民に対する広報等を実施する。

2) 第2警戒配備体制においては、町民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条第1項に規定する事前措置、同法第60条第1項に規定する避難の指示等の処理を実施する。ただし、降雪時、融雪時、災害時及び地すべり等発生時は別途考慮する。

第3 避難活動

1 避難の指示

(1) 町長

町長は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のために必要があると認めるときは、速やかに当該危険地域の町民に対し、避難のための立退きを指示する。

(2) 警察官

警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、当該危険地域の町民に対し避難のための立退きを指示する。

(3) 避難の指示を行った者は、関係機関に通知する。

2 関係町民への周知

町長が避難の指示を行う場合は、当該危険地域の町民に次の事項の周知徹底を図る。

- 避難場所
- 避難経路
- 避難時の注意事項

3 避難者の誘導及び避難所の開設

避難者の誘導及び避難所の開設は、本章第9節「避難計画」の定めるところによる。

第4 救助活動

町及び鯖江・丹生消防組合は、土砂災害による被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。また、土砂災害が発生した場合は、鯖江警察署と連携し、死傷者及び要救出者の確認とその救出救助に当たるとともに、第二次崩壊の発生等災害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等所要の措置をとる。

第6節 雪害対策計画

積雪時において道路等の除雪を行い、交通・輸送を確保し、民心の安定と産業活動の維持を図る。

第1 大雪、暴風雪等の発生に備えた災害初動体制の確立等

1 総合的な防災体制の確立

町は、国、県、関係機関及び町民と連携し、総合的な防災体制の確立を図る。大雪、暴風雪等により、大きな被害が予測される場合においては、各機関に事前に情報連絡要員を派遣するなど連携を強化し、救援及び要救助者の位置情報提供等の要請等を迅速かつ的確に行えるようあらかじめ体制を整備する。

なお、大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、気象情報、注意報及び警報を活用して、職員の参集等による災害即応体制を確保した上、早めの対応をとる。

2 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

町は、気象庁が発表する大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報、風雪注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等や降積雪の状況等に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を町民その他必要な連絡先に伝達し、大雪、暴風雪等が予想される場合等に外出を避けること等について注意喚起する。また、情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールに加え、マスメディアとの連携や広報車、インターネット（町ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段を活用する。

3 適切な道路管理及び交通対策

町は、集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等における早期通行止めによる連鎖的滞留の防止、道路管理者相互や関係機関の間で通行止めの措置や除排雪状況等に関する情報共有等の適切な道路管理及び交通対策を実施する。また、なだれ防止施設等の巡視・点検の徹底により、道路交通の安全確保を図る。

さらに、降積雪によって立ち往生車両や放置車両が発生した場合、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性があるときは、必要に応じて、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じる。

4 関係業界との連携

町は、大雪に対する除排雪の担い手確保のため、関係業界と連携し、広域的な除排雪体制の整備を推進する。

第2 除雪計画

1 除雪対策協議事項

町及び関係機関は、総合的かつ計画的な除雪の実施を図るため、毎年降雪期前に関係者が参集し、次の事項について協議する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 除雪区間○ 除雪作業基準○ 機械、人員等の借上に伴う料金の調整 |
|---|

2 除雪責任者

越前町：町道及び主要道路

3 除雪要領

除雪は、都市整備課に配備された除雪機械並びに民間委託業務及び借上機械により実施し、具体的な除雪計画は、あらかじめ越前町除雪計画で定める。

(1) 道路除雪の方針

交通量並びに路線の性格を勘案し、除雪実施路線を越前町除雪計画であらかじめ定めて実施する。また、除雪に当たっては、1車線幅員確保を原則とし、適宜、待避所を設ける。

(2) 除雪出動計画の基準

体制	降雪の状況
準備体制	気象情報等により降雪が10cm以上予想される場合
平常体制	積雪深が10cm以上ある場合で、警戒体制に移行するまで
警戒体制	積雪量が60cmを越え、今後一昼夜の降雪量が50cmを越えると予想される場合で、雪害対策本部の設置があるまで
雪害対策本部設置	積雪量が100cm以上に達し、さらに異常降雪が予想される場合

(3) 除雪作業

除雪作業は、町有スノーローダー、ブルドーザー及び民間除雪機械の借上によって実施する。

① 除雪工

新雪除雪は、積雪10cm程度に達した場合に作業を直ちに開始し、新雪を遠くに飛散させ、次回の除雪作業を有利にする。また、日中気温の上昇を見計らい、圧雪された雪を除去して交通安全の確保を図る。

② 運搬排雪工

幅員の狭小な道路や交差点において運搬排雪作業をする場合、沿道状況、交通量、気象条件、雪捨て場、町民の協力等を勘案して行う。

③ 路面凍結防止工

路面凍結防止作業は、低温による路面凍結が予測される場合に実施する。

(4) 民間機械の調達

除雪作業は町有除雪機械と民間からの借上機械によって行うことから、出動に当たっては、実施部長の承認を受けた機種を調達する。

(5) 協力体制の確立

各区長、交通指導員及び消防団との密接な連携の下、町民の自主的な協力を依頼して除雪や排雪作業を実施する。

第3 雪害対策本部の設置及び廃止

1 雪害対策本部の設置

町長は、積雪量が100cm以上に達し、さらに異常降雪が予想される場合、状況を判断して雪害対策本部を設置する。

なお、この時の職員の動員配備体制は、一般災害対策計画の「災害対策本部設置体制」に準じるものとする。

2 雪害対策本部の廃止

町長は、堆雪処理その他除雪対策の措置がほぼ終了したと認めるとき、又は災害対策本部に移行したとき、雪害対策本部を廃止する。

第4 雪害対策

1 なだれ対策

なだれが発生又は発生するおそれがあり、かつ人命の危険があるとき、町長は、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合等に出動を依頼し、なだれの排除工作又は警戒に当たる。また、避難の必要を認めた場合、関係地域の町民に対して避難指示を行う。

2 融雪対策

(1) 積雪時の気温上昇や降雨により、融雪によるなだれや増水等で被害が発生するおそれがあるとき、気象情報等を速やかに収集し、被害を防止する。

(2) 融雪水により河川が増水し、水防上危険な状態に至ったとき、越前町水防計画に定める警戒及び防御に当たる。

3 建物保全対策

(1) 雪下ろし

雪下ろしなどの除雪作業に当たっては、積雪の量や密度を考慮して広報するとともに、できる限り集落単位等の一斉作業の協力を求め、道路等への堆雪は指定の雪捨場へ排除する。

(2) 安全対策

雪下ろしなどの除雪作業に当たっては、建物附属施設（ガス、水道、通信回線等）の保全や転・滑落等の危険防止を広報する。

(3) 家屋倒壊

積雪により家屋倒壊の危機が予想されるとき、町は、雪下ろし等の除雪が未処置の家屋に対しては、関係機関を通じて指導を行う。ただし、除雪等の実施が極めて困難な家屋（一人暮らし老人等）に対しては、適切な処置を講じる。

なお、家屋の倒壊が発生し、かつ、人命救助の必要がある場合、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合等の協力を得て救助に当たる。

4 排雪対策

(1) 町は、屋根の雪下ろしや道路の除雪で生じた堆雪について、集落ごとに協力して早期排雪に努めるよう、各区長を通じて協力を求める。

(2) 毎年の雪捨場は、越前町除雪計画において定める。

第5 生活関連対策

1 食料物資確保対策

町は、町民の生活に必要な物資のうち、生鮮食料品等の緊急を要するものは、各関係機関に協力を求めて物資の輸送及び流通の確保を図る。また、異常買占めを防ぐなど物価の高騰を防ぐ措置を講じる。

2 ごみ収集対策

(1) 積雪が多量な場合、収集場所の変更又は収集の一時中止を行う。

(2) ごみ収集の不能地域は、収集を再開するまで家庭内に保管するよう協力を求める。

3 し尿収集対策

(1) し尿の汲み取りは、降雪の前に済ませるよう指導する。

(2) 積雪時のし尿汲み取りは、道路の積雪状況に応じて行う。

4 ガス・水道・下水道対策

各施設の災害応急対策計画に定めるところによる。

第6 避難誘導等

1 避難体制の整備

町は、積雪、融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備を推進するとともに、なだれ災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努める。

2 事前避難の実施

町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、地域住民等に対して避難指示等を発令するとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施する。町民への避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努める。

地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、指定避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

3 要配慮者への対応

町は、情報の伝達、避難誘導の実施に当たって、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第7節 暴風・竜巻等災害応急対策計画

暴風・竜巻等による被害を最小に止めるため、関係機関が、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

第1 災害情報の収集・伝達

町は、県をはじめ関係機関と緊密に連携し、災害情報の収集に努める。また、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の伝達・周知について、関係機関に徹底を図る。

第2 町民の安全確保

町民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第3 災害応急対策の実施

町及びその他の機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やがれき撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第8節 ライフライン・交通施設の警戒活動

第1 ライフライン事業者

ライフライン事業者は、気象情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて次のような警戒体制をとる。

1 上水道、下水道（町）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

2 電力（北陸電力(株)）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

3 電気通信（西日本電信電話(株)福井支店・(株)NTTドコモ北陸・KDDI(株)・ソフトバンクモバイル(株)（地域総務部（北陸））・ソフトバンクテレコム(株)（地域総務部（北陸）））

- (1) 気象情報による台風の接近又はその地域における各種警報の発表等、災害にかかわる情報の積極的な収集及び必要な情報の伝達
- (2) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- (3) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- (4) 重要回線・設備の把握、各種措置計画の点検等の実施
- (5) 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- (6) 防災のために必要な工事用車両及び資機材の準備
- (7) 電気通信設備等に対する必要な措置
- (8) その他安全上必要な措置

4 町及びCATV事業者

- (1) 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

第2 交通施設管理者

交通施設の管理者は気象情報等の収集に努め、必要に応じ、警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するための適切な措置を講じる。

1 道路施設（町、県、鯖江警察署等）

- (1) 定められた基準により、通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等の適切な措置を講じる。

2 漁港施設（町及び県）

- (1) 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止等の措置を講じる。
- (2) 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所に避難誘導する。

所 管	各対策部, 関係機関
-----	------------

第9節 避難計画

災害時において、危険地域にいる町民、児童・生徒等を避難させ、人的被害の軽減を図る。

第1 避難情報の種類

種類	内容等	警戒レベル	発令時の状況	町民に求める行動
高齢者等避難		警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表されるなど、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示		警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表されるなど、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況となっており、緊急に避難する。 緊急指定避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う。
緊急安全確保(※)		警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害の発生または切迫した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

第2 実施責任者及び基準

1 避難の準備情報、指示

風水害に関する情報が発表され、建物被害や土砂災害等による被害が発生、又は発生のおそれがある場合、町長は、町民等に対し、生命及び身体の安全を確保するため、避難の指示を行う。

なお、避難の指示の実施責任者等は、次のとおりであり、町においては、町長が不在又は本部長としての職務の遂行が困難な場合、副町長、教育長の順で本部長の権限を委譲する。

[避難指示等の実施責任者等]

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
	避難のための立退きの準備 その他の措置	町長 [災害対策基本法第56条]	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	<p>避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。</p> <p>【水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき等

避難の指示	町長 [災害対策基本法第60条]	立退きの指示 及び立退き先 の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき等
	知事およびその命を受けた職員 [水防法第29条]	立退きの指示	洪水・津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員 [地すべり等防止法第25条]	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法61)	立退きおよび 立ち退き先の 指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 [自衛隊法第94条]	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保措置	町長 (災害対策基本法60)	緊急安全確保措置（高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等）	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 【水害】 ・河川水位が氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。等 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。等 【高潮】 ・高潮氾濫発生情報が発表されたとき。等
	知事およびその命を受けた 県職員水防管理者 (水防法29)	緊急安全確保措置（屋内での待避等）	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法61)	緊急安全確保措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2 避難指示等の判断基準の策定

町は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するものとする。この場合、雨量及び河川の水位（氾濫危険水位（特別警戒水位）、避難判断水位、土砂災害警戒情報等の形式的判断基準を導入して策定した「越前町避難情報の発令基準・情報伝達マニュアル」に基づき避難の指示等を行う。また、町は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。

県は、市町の避難情報発令や住民の主体的な避難行動の判断基準を提供するために、県管理河川に水位計や河川監視カメラを整備し、雨量や土砂災害警戒情報等とあわせ、インターネット等で公表する。

第3 避難の周知

町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時機を失することなく避難指示を発令するものとし、避難指示および災害発生情報を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して町民に伝達し、避難指示・高齢者等避難を発令するなどにより、円滑な避難に努める。また、町は、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

1 避難のための立退きの準備その他の措置

町は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示等を実施する必要が予想される場合、危険が予想される地域の町民に事態の周知を図り、避難するための準備を指示する。

なお、避難のための立退きの準備その他の措置に関するの伝達事項は、指示者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品及び避難方法とする。

2 町民への避難指示の周知

(1) 伝達方法

町は、町民への避難指示の伝達をCATV、町防災行政無線、広報車、サイレン等多様な情報伝達手段により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。この場合、報道機関に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報伝達手段の整備・確保に努める。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 伝達内容

伝達内容は次の事項とするが、町は、避難指示等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である町民が生命に係る危険であることを直感的に認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

- 災害発生情報
- 避難指示の実施者
- 避難指示の理由
- 対象となる地域（地区名等）
- 避難先、避難経路等
- その他注意事項

3 県への報告

避難のための立退きを指示した場合、町は、次の事項について知事（危機管理課）に報告する。また、避難の必要がなくなった場合は直ちにこれを公示し、知事（危機管理課）に報告する。

- 災害発生情報
- 避難指示の理由
- 避難指示を行った地域
- 世帯数及び人員
- 立退き先

4 避難指示等の助言

町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第4 避難の方法

1 避難の準備

町は、避難の準備について、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難に関しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は、盗難等の予防に十分備えること。
- (3) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (4) 避難者は3食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、懐中電灯、救急用品（薬品等）、ラジオ等を携帯すること。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名等を記入したもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とするが、素足は避け、必ず帽子、ヘルメット、頭巾等を着用し、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯すること。
- (7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さないこと。
- (8) 上記（1）～（7）のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出」の表示をした袋類に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

2 避難誘導

- (1) 避難、立退きを安全かつ迅速に行うため、誘導責任者を当該地域の区長（不在の場合はその定めたもの）とする。また、誘導員は現地に派遣された職員、警察官、消防職員、消防団員等をもって充て、関係機関等の協力を得て組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難に当たっては、避難行動要支援者を優先し、適切な避難誘導を行う。

3 避難路

町は、避難路を事前に検討し、その安全を確認する。また、誘導する場合は危険箇所の表示や縄ばり、誘導員を要所に配置するなど、避難時の事故防止に努める。

4 防災上特に重要な施設の避難

学校、病院、社会福祉施設等の施設においては、事前に定めた避難計画に沿って避難する。また、避難誘導に当たって施設職員等のみで対応が困難な場合、施設管理者は、町に避難誘導の応援を要請し、町は自主防災組織等に協力を依頼する。

(1) 情報の収集

学校、病院、社会福祉施設等の職員は、速やかに被害状況等の情報収集に努める。

(2) 避難誘導活動

- ① 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。
- ② 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。

(3) 避難行動要支援者の避難所（福祉避難所）の確保

避難行動要支援者の避難所の確保に当たっては、次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む。）を確保する。

- 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
- 医療機関との連絡体制の確保
- 関係機関との連絡体制の確保
- 家庭との連絡体制の確保

第5 避難所の開設と被災者の受入れ

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その災害の様態に応じ原則としてあらかじめ定めた避難所の施設管理者に避難所の開設を指示し、避難所を開設する。

避難所の開設及び管理運営は、2編第2章第13節「避難所の開設・運営計画」の定めるところによる。

第6 広域避難

(1) 応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議は、その定めるところにより行う。

(2) 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第7 警戒区域の設定

1 実施責任者及び基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次のとおりである。

[警戒区域の実施責任者及び基準]

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
町 長 [災害対策基本法第63条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知 事 [災害対策基本法第73条]	同 上	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警 察 官 [災害対策基本法第63条]	同 上	同 上
自 衛 官 [災害対策基本法第63条]	同 上	同 上
消 防 長 又 は 消 防 署 長 [消防法第23条の2]	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。
警 察 署 長 [消防法第23条の2]	同 上	前記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消 防 吏 員 又 は 消 防 団 員 [消防法第28条、第36条]	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。

<p>警察官 [消防法第28条, 第36条]</p>	<p>同 上</p>	<p>前記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。</p>
--------------------------------	------------	---

注) 警察官は、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

町長は、警戒区域の設定について鯖江警察署等と連絡調整を行う。また、警戒区域を設定したときは、警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、自主防災組織等の協力を得て、町民の退去を確認するとともに、防犯・防火の警戒を行う。

第2章 災害発生後の活動

本章においては、災害発生後における被害の拡大防止活動に重点を置き、各種計画について定める。

所 管	各対策部，鯖江・丹生消防組合，関係機関
-----	---------------------

第1節 災害情報の収集伝達計画

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、町は、所掌の情報を積極的に収集・把握して、県に報告する体制を確立する。

第1 災害情報等の収集伝達

1 災害情報の収集

各対策班は、災害発生後直ちに所管施設等の被害調査や関係機関の情報収集を行い、結果を企画広報班に報告する。また、被害の主な調査項目は次のとおりとする。

なお、夜間・休日等の勤務時間外は、防災安全課が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報収集と伝達を行う。

[災害情報等の収集項目]

項 目	情 報 収 集 内 容
1 人的被害	・死者、行方不明者の状況 ・負傷者の状況 ・救助救援活動の状況
2 建物被害	・建物の倒壊等被害状況 ・火災発生状況 ・浸水被害状況
3 公共施設等被害	・道路、橋梁の被害状況 ・土砂災害関連（崖崩れ・土石流等の状況） ・交通関連（公共交通機関の被災状況、運行状況） ・ライフライン施設の被災状況（上下水道、電気、電話） ・公共建築物の倒壊、火災等被災状況（避難所、その他公共建築物） ・農地、農業施設等被災状況 ・林業施設等被災状況 ・漁港施設等被災状況
4 救助活動等	・救急救助活動の状況 ・出火及び消火活動の状況
5 その他	・その他、特記すべき事項

2 被害状況の集約及び伝達

(1) 被害状況の集約

企画広報班は、町民及び各対策班から寄せられる情報を集約するとともに、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、関係機関等からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

(2) 情報の伝達

集約された情報は直ちに総合対策班に伝達し、総合対策班は各対策班、県及び関係機関に報告・伝達する。

なお、被害状況の報告は、県（危機管理課）に報告することを原則とするが、県に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡がとれるようになった場合は、県に対して報告する。

① 通常時における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁応急対策室）

	電話番号	F A X 番号
N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7537
消防防災無線	90-49013	90-49033
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49013	発信特番-048-500-90-49033

② 夜間・休日等における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁宿直室）

	電話番号	F A X 番号
N T T 回線	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	90-49102	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49102	発信特番-048-500-90-49036

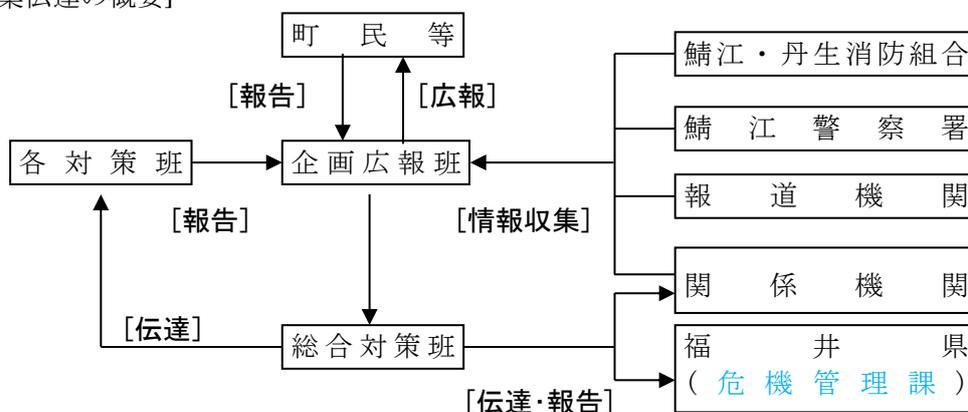
(3) 119番通報の状況報告

災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、町は、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

(4) 情報の優先順位

情報収集・通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

[情報収集伝達の概要]



3 被害調査及び情報管理の分担

被害調査は、各対策班により災害発生後迅速に行うが、災害応急対策及び復興を進めるためには、各対策班が被害情報を正確に把握する必要があり、被害調査及び被害情報の管理を次の各班で行う。

[被害調査項目及び担当班]

被害調査項目	担当班
被害集計及び広報	企画広報班
人的被害・医療関係機関被害	救助衛生班・医療保健班
一般建物被害	支援班
公共施設被害	各班(所管施設)
農林漁業施設・商工被害	産業対策班
土木施設被害	建設班
上・下水道施設被害	水道班
教育関係施設被害	教育班

4 人的被害の数

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の

効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第2 県への報告

総合対策班は、県（危機管理課）に対して災害発生直後の災害即報から、災害確定報告に至るまで、必要に応じて随時報告を行う。

1 報告すべき災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害。

2 報告の基準

総合対策班は、概ね次に掲げる事項に該当する場合、速やかに被害状況を報告する。

- 災害救助法の適用基準に合致すると判断される場合
- 町又は県が災害対策本部を設置した場合
- 災害が2市町以上にまたがり、1つの市町の被害が軽微であっても、全県的には同一の災害で、大きな被害が生じている場合
- 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要する場合
- 災害による初期の被害が軽微であっても、上記基準に該当する災害規模に拡大するおそれがある場合
- 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録した場合
- その他、災害の状況及び災害の及ぼす社会的状況等からみて、報告する必要があると判断される場合
- 注意報・警報が発表された場合において、災害が発生し、上記基準に該当しない場合
- その他特に報告の指示があった場合

3 報告事項

- 被害発生情報（日時・場所・原因）
- 被害概況（後述の報告の種類と方法に準じる。）
- 町の応急対策の概況（後述の報告の種類と方法に準じる。）
- 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）
- その他応急対策の実施に際しての必要事項

4 被害程度の認定基準

町が被害程度の認定を行う場合は、「資料編 被害程度の認定基準」により行う。

5 報告責任者

被害状況報告責任者は、総務対策部長をもって充てる。

6 報告の種類と方法

(1) 災害即報

- 災害を覚知したとき、第一報は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
- 報告様式は、「資料編 県様式1」又は「資料編 県様式2」による。
- 災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合、災害即報と併せて、「資料編 県様式3」により報告する。
- 報告の方法は、県防災行政無線ないし一般加入電話による。また、やむを得ない場合は、衛星携帯電話等を用いて報告する。

(2) 確定報告

- 応急対策終了後10日以内に行う。
- 報告様式は「資料編 県様式2」により、文書にて報告する。

(3) 災害年報

- 毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までにを行う。
- 報告様式は「資料編 県様式2」により、文書にて報告する。

7 福井県・市町村災害時相互応援協定による報告

隣接市町が被災した場合、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告する。

第2節 災害広報計画

災害に関する情報及び被害状況並びに町の災害対策の実施状況を速やかに広報し、災害時の社会秩序の維持及び民心の安定を図る。

第1 町民への広報

1 広報時期と内容

企画広報班は各対策班と相互に緊密な連絡をとり、次の情報の適切な提供に努める。

- 気象関係予報、警報等
- 災害の現況及び予測
- 県その他関係機関の対策状況
- 交通機関の運用状況及び交通規制状況
- 避難措置その他町民の保護措置
- 治安、警備その他町民の士気及び相互扶助の高揚に関する事項
- 町民の生活確保及び指導に関する措置

2 広報の方法・手段等

企画広報班は各対策班と協力し、町民に対して適切な手段により、迅速な情報の提供に努める。

(1) 町防災行政無線による広報

災害発生直後より、町防災行政無線により広報する。

(2) CATVによる防災放送

災害対策本部が設置された場合はCATVによる緊急告知放送を実施するとともに、必要な情報を放送する。

(3) インターネットによる広報

災害発生直後より、インターネットにより広報する。

(4) 印刷物等による広報

- ① チラシ、パンフレット、広報誌を各家庭又は現地に配布し、応急対策、活動概要、注意事項等を周知徹底する。
- ② 現地にポスター等を掲示する。

(5) 避難所での情報提供

避難所を広報活動の拠点とし、避難者の情報ニーズの把握に努め、校内放送、ハンドマイク、学校掲示板及びチラシを活用し、必要な情報を提供する。

(6) その他広報

状況に応じて、広報車、職員派遣、災害時臨時FM局の開設等による広報を行う。

3 要配慮者に配慮した広報

(1) 障がい者等への情報提供

広報に当たっては、ラジオ放送の充実、インターネット及び手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい者等に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、町社会福祉協議会等と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。

(2) 外国人への情報提供

外国語放送の必要が生じたとき、情報の多言語化を図り、対応に努める。

第2 報道機関への情報提供等

1 報道機関への情報提供

企画広報班は、記者発表室を設置し、報道主管が、収集した災害に関する情報や対策等を定期的に各報道機関に発表する。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

2 放送要請

本部長（町長）は、放送事業者（日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)）に災害対策基本法第 57 条に基づく放送要請をする場合、原則として県知事を経由して行うことができる。

第3 相談窓口の開設

企画広報班は、被災者の要望事項等を把握するとともに、町民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた相談窓口を開設する。

第4 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県及び関係市町、関係周辺府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5 災害資料の記録及び保存

企画広報班は、各対策班と緊密な連絡をとり、各対策班が収集した災害関連情報を取りまとめるとともに、必要に応じ、職員を現地に派遣して、情報収集及び写真取材を行う。また、必要な資料を記録・保存し、要請に応じて提供する。

第3節 応援の要請・受援計画

災害時においては、各関係機関が各々の所掌事務に従って応急対策を実施するが、必要に応じ他の関係機関の協力を求めるとともに、別に定める受援計画に基づき受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

第1 広域応援要請

1 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる条件を災害対策本部会議で判断し、本部長（町長）が決定する。

- 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することで被害が最小限に止めることができると判断される場合
- 町域内に大規模な災害が発生し、応援を要請しなければ被災者の救助等に著しく支障をきたす場合

2 災害対策基本法に基づく応援等

(1) 県内市町に対する応援要請

本部長（町長）は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に対し、応援を要請する。応援を求められた県内の市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。

(2) 知事への要請

本部長（町長）は、町の応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対し必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めるとき、民間団体等に協力を要請する。

(5) 災害時相互応援協定による要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めるとき、「西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定」及び「災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市）」に基づき、関係市町に応援を要請する。

なお、協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

3 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生し、必要と認められる場合、相互応援協定の締結機関に応援を要請する。

(3) 他都道府県消防機関に対する応援要請

本部長（町長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、必要な事項を明らかにして、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

町長は、災害の発生に際し、町民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合等知事に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して連やかに所定の手続きをとる。

5 県への応援要請等の手続き

本部長（町長）は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあつせんを県に求める場合には、知事（防災安全全部危機管理課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

① 災害救助法の適用

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

② 被災者の他地区への移送要請

- 移送を必要とする被災者の数
- 希望する移送先
- 被災者を収容する期間

③ 県への応援要請又は応急措置の実施の要請（災害対策基本法第68条）

- 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあつせんを県に求める場合

① 他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあつせんを求める場合

- 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
- 応援を希望する機関名
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

② 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あつせんを求める場合(災害対策基本法第30条)

- 派遣のあつせんを求める理由
- 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の条件
- その他必要な事項

③ 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合

本章第4節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(3) 県への応援要請連絡先

- 防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0308 Fax. 0776-22-7617
- 健康福祉部地域福祉課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0326 Fax. 0776-20-0637

6 受入体制

町、県及び関係機関における応援隊の受入れは、次のとおり行う。

- 警察、消防の応援隊は、それぞれの機関で受け入れる。
- 自治体の受入れは、総合対策班及び県が行う。

7 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整の下で活動するもので、それぞれの受入 機関は県災害対策本部と密接な連携を図る。

第2 防災ヘリコプターの応援

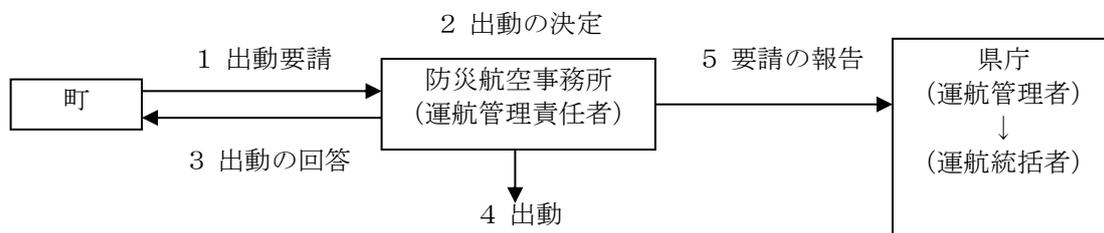
災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- 被災状況等の調査及び情報収集活動
- 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材等の搬送
- 消防隊員、消防資機材等の搬送
- 被災者等の救出
- 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
- その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

[緊急運航要請フロー]



2 応援要請の原則

防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、本部長(町長)は、町域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、知事に対し、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

- 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等、緊急性がある場合や、孤立集落における被災状況の把握や被災者の救出等、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 防災ヘリコプターの応援要請手続き

(1) 要請先に示す事項

防災ヘリコプターの応援要請は、県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 応援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

- 福井空港内福井県防災航空事務所
福井県坂井市春江町江留中 50-1-2
Tel. 0776-51-6945 Fax. 0776-51-6947

第3 防災活動拠点

総合対策班は、応急活動の円滑な実施に資するため、適切な役割分担の下に、大規模災害時の長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保するなど、救援隊等の受入体制の整備に努める。

1 救援隊等の宿舎

救援隊等の宿舎は、避難施設及び学校とする。

ただし、救援隊等の人員及び被災地の状況に応じて、避難所に割当てられることもあるが、この場合は原則として避難者の収容のない施設とする。

2 救援隊の食料等の供給

避難者に対する緊急物資の供給に準じて供給する。

3 救援隊等の資機材の確保

救援隊等派遣先及び各機関と緊密な連絡をとり、救援隊等の活動が十分できるように資機材を確保する。

第4 資料の相互交換

町、県、指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換する。

第5 経費の負担

国、他府県及び他市町又は県から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法の定めるところによる。

第4節 自衛隊の災害派遣要請計画

災害に際して、人命又は財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定め、迅速かつ円滑に自衛隊の災害派遣要請が行える体制を確立する。

第1 派遣要請基準

本部長（町長）は、町域に係る災害が発生又は発生しようとしている場合に、自衛隊の応援が必要と認めるとき、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

自衛隊の災害派遣の要請基準は次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。○ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。 |
|--|

第2 派遣の内容

自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被害状況の把握○ 避難の援助○ 遭難者等の捜索救助○ 水防活動の支援○ 道路又は水路の啓開○ 応急医療、救護及び防疫○ 人員及び物資の緊急輸送○ 消防活動の支援（空中消火を含む。）○ 危険物の保安及び除去○ 給食及び給水○ 入浴支援○ 救援物資の無償貸付又は譲与○ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの |
|---|

第3 自衛隊の情報収集

県内において震度5弱以上の地震が観測された場合、各自衛隊は航空機等による被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じて県に伝達する。また、自衛隊が収集した情報について、町は県を通じて入手するよう努める。

第4 派遣要請の手続き

本部長（町長）は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したとき、災害派遣要請書を知事（危機管理課）へ提出する。ただし、事態が急を要する場合の要請は電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

【口頭で要請する場合の連絡事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害の状況及び派遣を要請する理由○ 派遣を希望する期間○ 派遣を希望する区域及び活動内容○ その他参考となるべき事項 |
|---|

第5 本部長（町長）による自衛隊への通知

本部長（町長）は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合又は知事に要請する時間がない場合、直接自衛隊に被害状況の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

【派遣要請先】

- 陸上自衛隊の場合
 - ① 陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口 第3科）
石川県金沢市野田町1-8 Tel.076-241-2171（内線238）
 - ② 陸上自衛隊第372施設中隊長
福井県鯖江市吉江町4-1 Tel.0778-51-4675
 - ③ 陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（※）
兵庫県伊丹市緑が丘7-1-1 Tel.0727-82-0001（内線2259又は2351）
- 海上自衛隊の場合
 - ① 海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口 防衛部）
京都府舞鶴市余部下1190 Tel.0773-62-2250（内線2222）
（防災行政無線 7-451）
- 航空自衛隊の場合
 - ① 航空自衛隊中部航空方面隊司令部（連絡窓口 防衛部）
埼玉県狭山市稲荷山2-3 Tel.04-2953-6131（内線2233）
 - ② 航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口 防衛部）
石川県小松市向本折町戊267 Tel.0761-22-2101

（※）陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）に連絡する。

第6 自衛隊の自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待つ時間がないと認められるとき。
- 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣するとき。

第7 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の受入体制

本部長（町長）は、知事から自衛隊の災害派遣の連絡を受けた場合は、直ちに受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
町の連絡窓口は総合対策班が行い、連絡責任者は総合対策班長とする。
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設及びヘリポート等施設の準備
受入拠点は総合対策班が選定し、対応する。
- (4) 町民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

2 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

本部長（町長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的に分担するよう配慮する。

第8 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき又は派遣の必要がなくなったとき、民心の安定等に支障がないよう町長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担し、その調整は県が行う。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上、その運搬及び修理費

第5節 消防応急対策計画

火災を警戒又は鎮圧し、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するため、必要な応急措置を講じる。

なお、具体的な消防活動は、鯖江・丹生消防組合の定める警防計画による。

第1 火災の警戒

1 火災警報の発令

町及び鯖江・丹生消防組合は、火災警報が発令されたとき、町民の火気取扱いの制限及び取締りに当たる。

2 火災時の警報発令

鯖江・丹生消防組合は、強風時における火災又は特殊建築物（会社、工場、官公署、学校、病院、社寺等）の火災は、一般火災と異なり、延焼拡大と飛火による大火災となるおそれがあるため、この種の火災に際しては、消防法に基づく火災信号（近火信号、応援信号等）を吹鳴し、全消防職員及び消防団員を召集し、迅速かつ的確な消火活動を行い被害の軽減を図る。

3 召集出動

鯖江・丹生消防組合は、火災警報発令時の場合、非番消防職員を適宜召集して管内の警戒と火気取扱業者に対する火気使用の制限について取締りを実施する。また、消防団員は自宅待機又は団員詰所に召集し、消防職員と並行して警戒に当たり、火災の未然防止を図る。

4 異常時の火災警戒

（1）強風時の火災警戒

鯖江・丹生消防組合は、平均風速 12m/s 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みで必要と認めるとき、適宜、消防職員及び消防団員を召集して火災の予防警戒に当たる。また、火災発生に際しては出動部隊を強化し、第二次及び第三次出動に備え、火災の拡大防止に努める。

（2）異常気象時の火災

鯖江・丹生消防組合は、火災気象通報が発表され、必要と認めるとき、延焼拡大と飛火による大火を防止するため、上記（1）に準じ、警備体制を実施する。

（3）多発又は続発の火災

鯖江・丹生消防組合は、第一次部隊出動後、別地域における火災発生に対処するため、出動部隊と無線により連絡するとともに、消防団員を所属器具置場に召集待機させ、火災の多発又は続発に備える。

5 飛火の警戒

大火の原因は飛火による事例が多いことから、町及び鯖江・丹生消防組合は、強風時又は異常気象時における火災に対しては、特に飛火を警戒するため、消防団員及び自主防災組織に付近建物の飛火警戒を呼びかける。

第2 特殊火災の鎮圧

1 延焼大火災

鯖江・丹生消防組合は、住居等の密集地、大建築物等の火災発生は、延焼による大火災となる危険性があるため、非常召集サイレンの吹鳴により、全消防職員及び消防団員を召集するとともに、必要により近隣市町の応援を要請して火災の拡大防止に努める。

2 危険物の火災

鯖江・丹生消防組合は、危険物の火災発生に対しては、特殊燃焼の状況に応じた消火に努める。

3 トンネル内の自動車火災

トンネル内の自動車火災は、自動車の種類が多種多様で、状況によっては大災害が発生する可能性が高いため、鯖江・丹生消防組合は、次の消防活動を行う。

- トンネルの延長、トンネルの防災設備、自動車交通量等を事前に把握し、特殊災害警防計画に基づく消火活動を実施する。
- 人命救助を優先して行うため、空気呼吸器等を着用した人命検索隊を先行させ、援護注水する。
- 濃煙及び熱気の発生量が多いため、排煙について高発泡及び噴霧注水を有効に活用する。
- 空気呼吸器等の使用時間及び隊員の疲労を考慮し交替要員を確保する。
- 交通停滞によって起こる事故を考慮し、あらかじめ鯖江警察署と協議した措置を講じる。

4 林野火災

林野火災は、交通及び水利ともに不便な地域の山林原野の火災であって、発見、通報連絡が遅延しやすく、延焼範囲が広くなり火勢は猛烈に拡大し、長時間の防御となる関係上、鯖江・丹生消防組合は、食料、飲料水、医療器材等の補給、気象状況の変化、集落火災等についても考慮して、次の消防活動を行う。

- 消防隊を消防署及び消防団ごとに編成し、指揮命令を統一する。
- 防御担当面を指定し、火点包囲の体制をとる。
- 時期を失しないように防火線を設定する。
- 集落の延焼を防止し、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。

第3 危険物施設等の応急措置

爆発、漏えい等の二次災害を防止するため、鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対して施設の点検を実施させ、必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 立入検査等

鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な処置を講じる。

2 応急対策

鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、倒壊等によって危険物施設等で二次災害が発生するおそれのある場合、その管理者に対して適切な措置を講じるよう要請する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

(1) 危険物施設

危険物施設の災害による被害を最小限に止めるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は、災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

- ① 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- ② 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
- ③ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- ④ 災害発生時の応急措置
危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- ⑤ 関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等関係機関に通報し、状況を報告する。
- ⑥ 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、鯖江・丹生消防組合及び鯖江警察署と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

(2) 火薬類貯蔵施設

保安責任者は、火薬類貯蔵施設の災害による被害を最小限に止めるため、危害予防規程等により、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な次の措置を講じる。

- 施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置
- 危険な状態の場合、付近の町民に対し、警告する措置
- 火薬類の数量等の確認
- その他災害の発生防止又は軽減を図るための措置

(3) 高圧ガス施設

高圧ガス施設の製造者等は、災害による被害を最小限に止めるため、危害予防規程により、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な次の措置を講じる。

- 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
- 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避又は安全措置
- 落下防止、転倒防止等の安全措置
- その他災害の発生防止又は軽減を図るための措置
- 従業者及び付近の町民に対し退避するよう警告する措置

第4 応援要請

本部長（町長）又は鯖江・丹生消防組合の管理者は、大規模な火災が発生した場合、必要に応じて他の市町、他の都道府県消防機関、関係機関に応援を要請する。

1 県内市町間の広域応援体制

鯖江・丹生消防組合の管理者は、単独では対処不可能な大規模火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援を要請する。

2 他都道府県に対する応援要請

(1) 本部長（町長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいとき、消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対して次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動を要請する。

- 災害発生日時
- 災害発生場所
- 災害の種別及び状況
- 人的及び物的被害の状況
- 応援活動を開始する日時
- 必要応援部隊
- 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- 指揮体制及び無線統制体制
- その他必要な事項

(2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、鯖江・丹生消防組合は、連絡係等を設け、応援消防機関の誘導方法、応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認に留意し、受入れ体制を整える。

3 関係機関に対する応援要請

(1) 鯖江・丹生消防組合の管理者は、船舶火災及び沿岸集落の消防活動を敏速に行うため、必要があるときは敦賀海上保安部と相互応援を行う。

(2) 本部長（町長）は、延焼火災、林野火災等の大規模火災が発生し、ヘリコプターによる消火が極めて有効であると判断されるとき、知事に対して、県、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

第6節 救助計画

関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を整備し、災害のため生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索又は救出する。

第1 対象者

救出する対象者は、災害が直接の原因となって、現に速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とし、概ね次の内容とする。

- 災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者
 - ・ 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ・ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたりしたような場合
 - ・ 地すべり、なだれ、山崩れ等によって生き埋めになったような場合
- 災害のため生死不明の状態にある者

第2 陸上における救出対策

町は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署、自主防災組織等の協力を得て、陸上における救出対策を実施する。

1 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や町民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期の救出活動に努める。

2 町

(1) 町は、消防職員及び消防団員を主体に、職員を含む救助隊を編成するとともに、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、鯖江警察署と協力して迅速な救助に当たる。

(2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察官に連絡するとともに、合同して救助に当たる。

(3) 災害が甚大で、町自体の能力では救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を必要とするとき、本部長（町長）は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」又は「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、県、他の市町及び他の市町の消防機関に応援を要請する。それでもなお応援を要するときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

なお、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う場合、鯖江・丹生消防組合の管理者が行う。

第3 海上における救出対策

町、敦賀海上保安部及び県警察本部（鯖江警察署）は、相互に連携して海上における救出対策を実施する。

1 敦賀海上保安部

(1) 海難における人命、積荷及び船舶の救助のため情報収集を行い、活動体制の確立を図る。

(2) 船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、浸水その他の船舶の安全が阻害され、又は海浜等において発生した遊泳中、作業中、磯釣り中等の事故等及び乗務者のいる海上構築物の損壊等において、人命又は財産に援助を与え、保護を必要とする事態を解消する。

(3) 海難救助に際し必要があると認めるときは、関係行政機関、民間団体等に対し協力の要請を行う。

(4) 町、県警察本部（鯖江警察署）その他関係機関と連携・協力して実施する。

2 県警察本部（鯖江警察署）

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、町、町漁業協同組合、その他の関係機関と連携・協力し、必要な措置をとる。

- (1) 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の確認措置
- (2) 警備艇等による可能な救助活動及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保のための交通整理規制その他の所要措置
- (3) 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置

3 町

水難救護法（明治32年法律第95号）による人命及び船舶の救助を行う。

第4 空からの救出活動

ヘリコプターを活用した救出を行うため、総合対策班は、ヘリコプターの緊急離着陸場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報の収集・伝達を行い、関係機関と連携の下、機動的な航空機の活用を図る。

1 町の措置

総合対策班は、災害の状況等から、空中からの救助・救急活動が必要と認められる場合には、県に対し、県防災ヘリコプターによる救助活動を要請する。（自衛隊の災害派遣要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」による。）

2 鯖江・丹生消防組合の措置

鯖江・丹生消防組合は、災害の状況等から、広域航空消防応援の必要を認めるときは、速やかに県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）に基づくヘリコプターの派遣を要請する。

第5 孤立集落対策

地域対策班は、積雪、なだれ、波浪等により交通及び通信が途絶し、人命に危険を生じた集落に対し、救助を図る。

1 対象集落

- 無医で、積雪、なだれの危険、冬期波浪等により交通が困難な集落
- 積雪等による断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ交通が困難な集落
- 山の尾根や谷川等を利用した徒歩通行は可能であるが、急患者を病院まで運搬することが困難、又は相当の時間を費やさなければならない集落

2 応急対策

- (1) 孤立集落との連絡及び災害発生時の救援等は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等とあらかじめ協議し、迅速、的確な措置をとり得る体制を整える。
- (2) 孤立集落において急患者が生じ、豪雪等による極度の食料不足やなだれ等の不測の事態が発生したとき、県へ通報し、救援隊の派遣を要請して直ちに救援に当たる。

第6 行方不明者の搜索

救助衛生班は、関係機関等の協力を得て、行方不明者の搜索を実施する。

1 行方不明者の存否確認

鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。なお、救助衛生班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

2 行方不明者の捜索

災害の規模や緊急性等を勘案し、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署、敦賀海上保安部、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

所 管	民生対策部, 鯖江・丹生消防組合, 関係機関
-----	------------------------

第7節 応急医療・助産対策計画

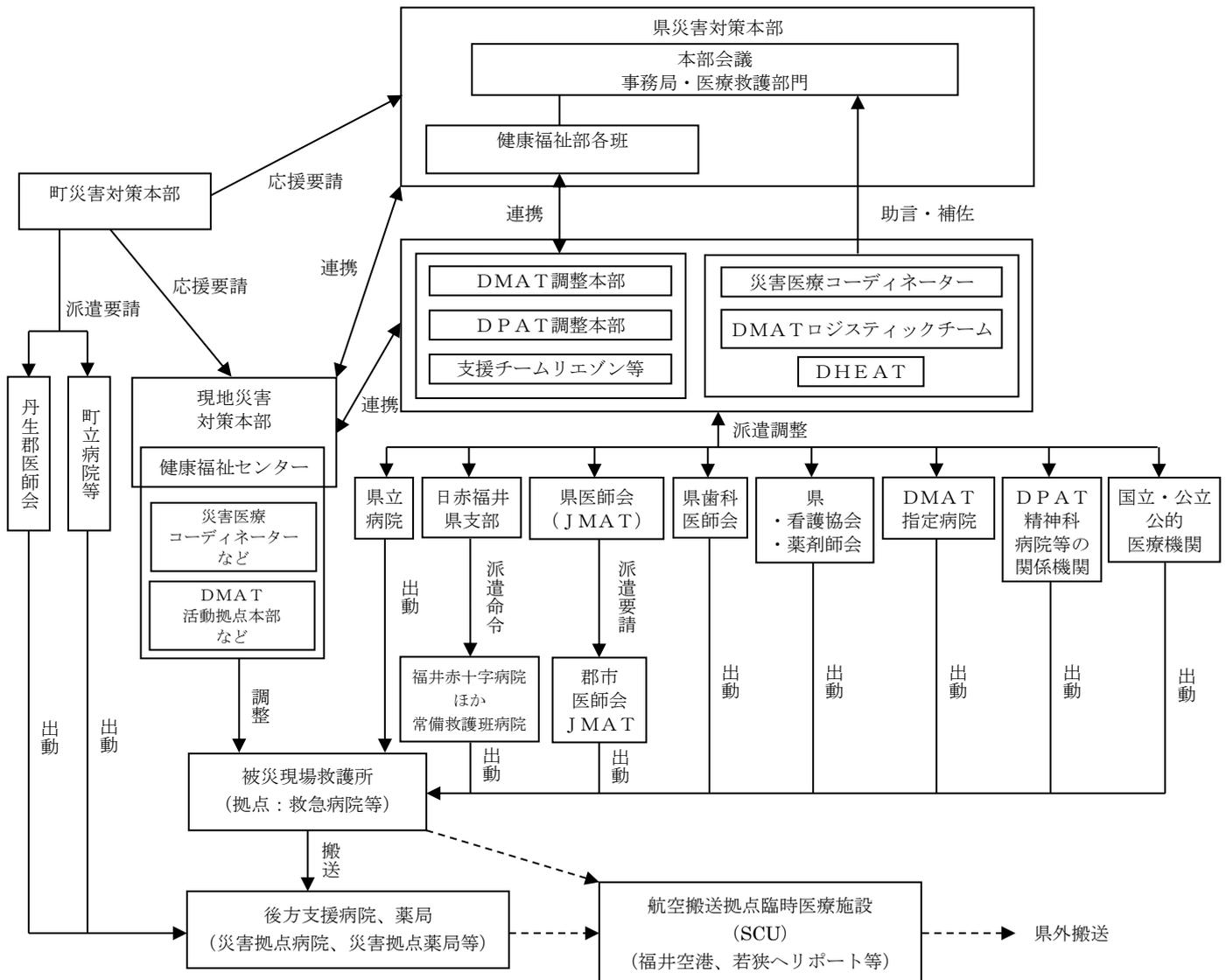
災害のため、医療機関が混乱し、町民が医療の途を失った場合、関係機関の協力の下、応急的に医療又は助産を実施し、傷病者等の救護を図る。

第1 応急医療（助産）活動

1 応急医療体制

災害時の応急医療体制の概要は、次のとおりである。

[災害医療活動体系図]



2 救護班の編成

医療保健班は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、織田病院で救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師1名、看護師2名で1班を編成する。

3 救護班の派遣要請

町で編成する救護班のみで対応が困難な場合、丹生郡医師会に対して救護班の派遣を要請し、さらに不足する場合は、知事に対し、県医師会、日本赤十字社福井県支部等の救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて知事に対し、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請する。

4 医療救護所の設置

医療保健班は、災害の状況に応じて、織田病院内に医療救護所を設置する。また、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合、学校の保健室等に医療救護所を増設する。医療救護所では、患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

5 応急救護所の設置

医療保健班は、被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるとき、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

6 応急医療の内容

- (1) 医療及び助産の対象者とその範囲及び期間は、災害救助法の適用範囲とする。
- (2) 応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

- 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 重症者に対する応急処置
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 助産救護
- 死亡の確認

7 後方医療

(1) 後方医療実施機関

医療保健班は、医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所又は災害発生現場から搬送されてくる重傷者の収容医療機関を確保する。
なお、本町における、災害拠点病院は、公立丹南病院（鯖江市）となっている。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

- ① 被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。
- ② 救護所から後方医療機関への一次搬送は、鯖江・丹生消防組合が関係機関の協力を得て行う。
- ③ 患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として鯖江・丹生消防組合がこれを行う。
ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、総合対策班を通じて、県又は自衛隊に二次搬送を要請する。

第2 医薬品・資機材の確保

1 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、医療保健班は要請先へ医薬品等を供給する。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合は、必要に応じて町民への献血を呼びかける。ただし、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合は県又は関係業者に供給を要請する。

2 その他資機材の確保

医療保健班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- (1) 飲料水及び洗浄のための給水は水道班に要請する。
- (2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として医療保健班で調達したもので対応する。
- (3) 医療保健班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。
- (4) 電気、電話等の通信手段は、北陸電力(株)、西日本電信電話(株)に要請する。

第3 精神ケア体制の確立

医療保健班は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して医療関係者による巡回相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

第8節 緊急輸送対策計画

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需品及び救助物資等の緊急輸送を確保することにより、迅速かつ確実に応急対策の実施を図る。

第1 緊急輸送の順位

町及び関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

- 第1順位：町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位：災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位：災害応急対策のために必要な輸送
- 第4順位：その他の人員、物資の輸送

第2 緊急輸送の範囲

- 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資
- 救助活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員及び物資
- 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- 後方医療機関又は被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
- 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
- 被災者を収容するために必要な資機材
- 二次災害防止用及び応急復旧の資機材
- その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の確立

町及び関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

1 輸送力の確保

町が実施する緊急輸送は、原則として町有車両等を使用する。災害時における町有車両の確保、配車及び管理は総合対策班が行い、各対策班は、災害輸送のため、車両等の借上を要するときは、総合対策班に車両等確保の要請をする。

車両等確保の要請を受けた総合対策班は、輸送の緊急度、輸送条件、町有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。また、必要とする車両や船舶等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の所有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。また、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、輸送条件を示して県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2 輸送方法

各対策班は、災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

災害の種別及び程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行う。

(2) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、又は海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。なお、町内に借上すべき船艇がないときは、県及び隣接市町に応援を要請する。

(3) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(4) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人員等を確保して人力輸送を行う。

3 道路情報の収集・伝達

総合対策班は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

4 輸送経路の確保

総合対策班は、建設班と連携し、選定された緊急輸送ルート of 確保に努め、計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

5 燃料の確保

総合対策班は、自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

6 物資集積拠点

総合対策班は、物資の集積拠点を次の施設の中から状況に応じて選定する。

- 越前町役場
- 宮崎コミュニティセンター
- 越前コミュニティセンター
- 織田コミュニティセンター

7 緊急通行車両の確認

総合対策班は、災害応急対策に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両として、事前届出済証の交付を受けておく。また、確認標章及び証明書の交付は、県警察が、鯖江警察署、交通検問所等において当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

8 災害時用臨時ヘリポートの確保

総合対策班は、災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点の被災状況、避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、

Ⓜ の標示及び警戒人員を準備する。

第9節 公共土木施設等応急対策計画

公共土木施設等に災害が発生した場合、被害状況等を速やかに把握するとともに、応急復旧を行い、被災施設の復旧を図る。

第1 道路・橋梁施設

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班は、災害の発生直後、道路・橋梁の被害状況、障害物等について直ちに点検し、状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

建設班は、所管する道路の被害状況、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。また、町道以外の道路が破損等によって通行に支障をきたしている場合、当該道路の管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

2 交通規制

建設班及び総合対策班は、所管する道路の陥没及び亀裂等の危険箇所が発生した場合は、直ちに鯖江警察署に連絡するとともに、鯖江警察署及び鯖江・丹生消防組合の協力の下、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、町民の安全確保のための必要な措置を講じる。また、迂回路の指定等の措置を講じて道路交通の確保に努める。

3 応急復旧

(1) 応急復旧の実施

建設班は、被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧の措置を講じる。また、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路の管理者による応急復旧を待ついとまのない場合、必要最小限の範囲で応急措置を講じ、当該道路の管理者にその旨を報告する。

なお、町単独で道路の応急復旧が困難な場合、近畿地方整備局福井河川国道事務所及び丹南土木事務所に対して応援を要請する。

(2) 障害物の除去

建設班は、駐車車両、道路上への倒壊物、落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3) 占用物件等他管理者への通報

建設班は、上下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急のため通報のいとまがない場合、町民の安全確保のため、通行禁止等の必要な措置を講じ、事後通報を行う。

第2 河川、ため池、海岸保全施設、漁港施設等

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班又は産業対策班は、護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物等の障害物の状況、ため池の被害状況を把握し、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

建設班又は産業対策班は、所管施設以外の被害や公共土木施設に障害物等を発見した場合、当該管理者等へ通報し、応急措置の実施を要請する。

2 応急復旧

建設班又は産業対策班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施し、所管施設以外の応急措置にも協力する。また、町単独で河川等の応急復旧が困難な場合、近畿地方整備局福井河川国道事務所、丹南土木事務所、丹南農林総合事務所及び越前漁港事務所に対して応援を要請する。

第3 土砂災害危険箇所等

1 現地状況の把握

建設班又は産業対策班は、土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の被害状況を調査・点検し、現地状況を把握する。また広域的な大規模災害が発生した場合は、県と連携の下、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

2 応急対策

建設班又は産業対策班は、二次災害の発生のおそれがある場合、直ちに丹南土木事務所及び丹南農林総合事務所へ通報するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

第4 公共建築物

建設班は、総合対策班と連携し、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。また、施設管理者等は、危険がなくなった後に被害程度に応じた仮工事を行い、施設機能の応急確保を図る。

第10節 ライフライン施設等応急対策計画

上下水道、電気施設及び電気通信施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該施設を災害から防御するとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、上下水道、電力の供給及び一般通信の確保を図る。

第1 上水道施設

1 応急復旧体制の確立

町は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

2 被害状況の収集

水道班は、災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

3 応急措置

水道班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、総合対策班及び企画広報班と連携し、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び付近の町民に通報する。

4 応急給水

水道班は、次のとおり応急給水を行う。

- (1) 給水車、トラック等により、応急給水を行う。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。
- (3) 飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの代替施設設備の活用を図る。
- (4) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対して応援を要請する。

5 復旧工事

水道班は、災害の状況に応じ、次の要領で復旧工事を行う。

(1) 第一次復旧工事

導水管、送水管及び主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を目途とする。

(2) 第二次復旧工事

第一次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水を目途として復旧工事を施工する。

- ① 給水管の分岐は配水管及びその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。
- ② 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。
 - ア 既設管を生かす。
 - イ 仮配管より既設管に通水して生かす。
 - ウ 仮配管より各戸に給水する。

(3) 恒久復旧工事

復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

- ① 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。
- ② 災害後の地域復旧計画と連携を保って施工する。
- ③ 石綿セメント管及び老朽管はできる限り取り替える。
- ④ 配管状態の図面整備に完全を期する。

6 広 報

企画広報班及び総合対策班は、被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達するとともに、町民に対して広報を行う。

第2 下水道施設

1 応急復旧体制の確立

町は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

2 被害状況の収集

水道班は、災害発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査及び点検を実施する。

3 応急復旧計画の策定

水道班は、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- 応急復旧の緊急度及び工法
- 復旧資材及び作業員の確保
- 設計及び監督技術者の確保
- 復旧財源の措置

4 応急措置及び復旧

水道班は、災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

(1) 管路施設

① 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、汚水や雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。

② マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管からの溢水は雨水管渠、河川又は排水路等へ、汚水管からの溢水は他の下水道管渠へ緊急排水する。

③ 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

(2) ポンプ場及び処理場施設

① ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷及び故障箇所は、直ちに復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

② 停電及び断水に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

③ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が停止したときは、現場の手動操作によって運転を行う。

④ 危険物の漏えいに対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏えいの有無を確認するとともに、漏えいを発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

5 下水の排除制限及び仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合、水道班は、町民に対し下水排除の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

6 代替施設設備の活用

水道班は、避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

7 広報

企画広報班及び総合対策班は、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達する。

第3 電力施設

1 実施責任者

北陸電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合、所管施設、設備に有効な予防方策を講じて被害の防止を図る。また、災害により所管施設が被災した場合、二次災害の発生を防ぐとともに、速やかに応急復旧を行い、その機能を確保する。

2 実施内容

(1) 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備の状況を速やかに把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は社会的に大きな影響を及ぼすことから、優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、着氷・着雪等による危険が認められる場合、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して危害防止に必要な措置を講じる。

3 応援協力

(1) 被害の発生による自社の電力供給力に不足が生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2) 自社による応急復旧の実施が困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。また、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

4 広報活動

電力施設・設備の被災状況、復旧見通しなどの重要な情報は、町及び関係機関に連絡するとともに、ラジオや広報車等を用いて広報する。

第4 電気通信施設

1 実施責任者

西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

2 応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模や状況に応じて災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

(1) 電話回線網に対する交換措置、伝送措置の実施

(2) 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用した特設公衆電話の設置

(3) 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル171の提供

(4) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保

3 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合、次の情報連絡と広報活動を行う。

- (1) 電気通信設備の被災状況及び復旧状況等の重要な情報は、町その他関係機関に伝達する
- (2) 電気通信設備の被災状況に応じて案内サービスを行う
- (3) 報道機関や広報車等による電気通信設備の復旧状況の広報

第5 CATV施設

1 実施責任者

CATV施設の管理者は、所管施設が被災した場合、応急復旧を迅速かつ的確に行う。

2 応急対策

CATVは災害時における情報伝達網として重要な役割を担うことから、災害発生後直ちに放送施設及びケーブルの点検を行い、被災した施設等については迅速にその復旧作業に取り組む。

第11節 交通の安全確保計画

道路及び漁港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、所管施設の機能を確保するため、速やかな交通機能の維持・回復に努める。

第1 道路施設

1 道路交通の確保

本章第9節第1「道路・橋梁施設」の定めるところにより、道路交通の確保を図る。

2 交通規制に関する措置等

総合対策班は、鯖江警察署の協力の下、道路交通の機能を確保するため、必要に応じて交通規制を実施する。

(1) 県警察による規制の実施及び緊急交通路の指定

鯖江警察署は県警察本部と連携し、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等を行う緊急通行車両等の通行を確保するため「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。当該計画の中で、緊急交通路指定路線に選定している北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整の下に、隣接、近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じ指定する。

県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者の措置

本部長（町長）は、管理する道路施設の破損等によって交通の危険が生じたとき、緊急の場合を除き、県公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止又は制限する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自らの緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため同様の措置を講じる。

[緊急通行車両等の円滑な通行を確保するための措置の実施者等]

実施者	事由	根拠法令
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法 第46条
公安委員会 警察署長 警察官	災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するために緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 道路の破損、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めた場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条 第5条 第6条

3 緊急通行車両等

(1) 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等の範囲は、道路交通法（昭和35年第105号）第39条第1項の規定に基づく緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として、同法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等の使用者は、災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

(3) 緊急通行車両等の確認申請

緊急通行車両等の確認申請は、鯖江警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、鯖江警察署等において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。

(4) 標章等

緊急通行車両等と確認された車両については、県公安委員会より、確認標章及び認証明書の交付を受け、確認標章については、車両前面の見やすい場所に掲示し、証明書については、当該車両に備え付けておく。

4 交通情報の収集と広報活動

(1) 情報収集

- ① 災害時における道路交通情報の収集については、総合対策班及び鯖江警察署が当たることとし、その情報の伝達については相互に連絡する。
- ② 公共交通機関（バス等）の運行状況の情報については、総合対策班と関係機関との相互で連絡し、その情報収集に努める。
- ③ 関係機関は、総合対策班、鯖江警察署等の行う情報収集について協力する。

(2) 広報活動

総合対策班及び企画広報班は、収集した情報に基づき交通規制状況や、迂回路、通行禁止制限・解除の見通し及び公共交通機関の運行状況について、本章第2節「災害広報計画」により広報を実施する。

第2 漁港施設

産業対策班は、漁港施設に被害が生じた場合、供用の一時停止等の措置を講じる。

1 負傷者

負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて総合対策班と連携し、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び敦賀海上保安本部に通報し、出動の要請を行う。

2 施設利用者

施設利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

3 復旧等

被災した係留施設や外郭施設等は速やかに応急復旧を行い、使用状況、復旧状況及び今後の見通しについて、総合対策班及び企画広報班と連携の下、関係機関を通して広報する。

第12節 災害救助法の適用計画

災害に際し、食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした応急的な救助を実施するため、災害救助法の適用を行う。

第1 実施機関

知事は、法定受託事務として救助の実施に当たる。ただし、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任したときは町長が実施する。

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項の各号に規定するところによる。

なお、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が50世帯以上であるとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が25世帯以上であるとき。
- (3) 県全体の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。

[滅失世帯の算定基準]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。○ 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。 |
|--|

第4 適用申請手続き

本部長（町長）は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想されるとき、直ちに知事あてに被害の状況を報告（適用基準に合致する場合）し、災害救助法の適用申請手続きを行う。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供するとともに、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

[救助の種類及び実施期間]

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	7日
災害にかかった者の救出	3日
炊き出しその他による食品の給与	7日
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日
飲料水の供給	7日
応急仮設住宅の供与	20日以内着工
住宅の応急修理	1ヶ月以内完成
医療及び助産	14日及び7日
死体の捜索、処理、埋葬	10日
障害物の除去	10日
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具等：15日以内
生業資金の貸与	1ヶ月以内
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中

第5 個別適用計画

1 避難所の設置

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に避難所を供与し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。ただし、福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、概ね次のとおりで、電話又は電報で情報提供する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 箇所数及び供与人員 ○ 開設期間の見込み |
|---|

2 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。
その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

町において決定する。なお、町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行うが、状況に応じ町長に救助事務の一部として委任できる。

[(参考) 入居者基準]

- 住家が全壊（焼）、流失した世帯
- 居住する住家がない世帯
- 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ・ 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・ 特定の資産のない失業者
 - ・ 特定の資産のない母子家庭
 - ・ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者等

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

町長は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

なお、供給の実施については本章第14節第2「食料の供給」による。

(2) 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

(3) 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

その際町は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4 飲料水の供給

町長は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。ただし、町において実施できないときは、県及び他の市町の応援協力を得て実施するものとする。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服、寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被服、寝具及び身の回り品○ 日用品○ 炊事用具及び食器○ 光熱材料 |
|--|

6 医療及び助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内（助産は分べんした日から7日以内）とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 医療のための費用

- ① 医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
- ② 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合
協定料金の額以内

(3) 医療の方法

県医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

県医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

7 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺り返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明しがたいときなど、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

1ヶ月以内に完成する。

(2) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(3) 協力要請

県は、町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 教科書○ 文房具○ 通学用品 |
|--|

(2) 適用期間

教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として町長が行うが、教科書については、県が、町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10 遺体の搜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

なお、遺体の搜索、処理、埋葬に係る適用期間は、災害発生の日から10日以内とする。

11 障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上は町が実施するが、町から要請があった場合は、県があつせんする。

(1) 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ① 災害応急対策実施機関の常用労務者及び関係者等の労働者の動員
- ② 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
- ③ 公共職業安定所のあつせん供給による一般労働者の動員
- ④ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ⑤ 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

(2) 一般労働者の確保の方法

各応急対策実施機関は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

(3) 輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

範囲	期間
被災者の避難	1日～2日以内（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療及び助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
死体の搜索	10日以内
死体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

※ 災害救助法が適用された場合は、町において直接必要に応じて雇い上げるものとし、賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

(4) 輸送及び賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(5) 輸送力の確保

- ① 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。
- ② 県、町は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）船艇を把握しておく。
- ③ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

13 生業に必要な資金の貸与

災害により住家が被害を受けた者で、災害救助法が適用された地区内に住む者に対して、生業資金を貸与して再成を図る。

(1) 実施責任者

資金の貸与は県が行う。

(2) 資金の貸与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- ② 生業の見込みが確実であって具体的事業計画を有し、かつ償還見込みがあると認められる者であること。

(3) 貸与の金額

生業費 1世帯当たり 30,000 円 就業支度費 1世帯当たり 15,000 円

(4) 貸与できる期間

2 年以内（無利子）

(5) 貸与者の決定

県が決定する。町は、貸与者の選定等の事務を行う。

第13節 避難所の開設・運営計画

災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする町民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の開設

本部長（町長）は、避難収容が必要と判断したとき直ちに安全な避難所を指定し、開設するとともに、企画広報班を通じ速やかに町民に周知する。

1 避難所の開設基準

- 災害が発生し、避難者が予想されるとき。
- 被害の状況に応じ開設する必要があるとき。

2 避難収容の対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- 避難の指示等によって、緊急避難の必要がある者
- その他、町長が必要と認める者

3 避難所の指定

開設する避難所は、災害の状況に応じて、あらかじめ定める避難所の中から指定する。

なお、避難所の収容能力を超える避難者が生じたときは、その他の公共施設、民間施設の管理者に施設の使用を要請、屋外避難所の設置（仮設物の設置、天幕の設営等）、県又は隣接市町への要請等によって必要な収容能力を確保する。

4 避難所の開設方法

本部長（町長）は、避難所の開設を決定したときは、その旨を開設する避難所の施設管理者に通知し、避難所の開設を要請する。

当該施設管理者は、速やかに施設の安全点検を行い、避難所を開設する。

また、災害が発生していない場合であっても、町民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設する。

(1) 勤務時間内の開設

- 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- 施設管理者は、避難所の開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

- 町長から避難所開設の命を受けた場合、町は、直ちに避難所となる施設管理者に連絡するとともに、避難所の開設を行う。
- 開設した避難所に避難者の応急収容を行う。
なお、小中学校を避難所として開設する場合、原則として体育館を避難所とする。
- 町は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ避難所の鍵を管理しておく。

5 県への報告

避難所を開設したとき、本部長（町長）は次の事項を知事に報告するほか、鯖江警察署等の関係機関に通報する。

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

第2 避難所の管理・運営

避難所を開設したとき、支援班は速やかに管理責任者を派遣し、避難所の管理・運営を行う。

1 施設管理者

施設管理者は、管理責任者が到着するまでの間、避難所の管理運営を行うとともに、施設の避難所利用に対して助言を行うなど、避難所運営に協力する。

2 管理責任者

管理責任者は、災害対策本部との緊密な連絡体制の下、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次的災害を防止するため、自主防災組織等を中心とした避難所内の町民組織の協力を得て、避難所の安全管理を期する。

3 町民組織

自主防災組織等を中心とした避難所内の町民組織は、自主的な活動によって避難所を運営する。

4 ボランティア

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。

5 要配慮者への対応

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講じるよう努める。また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うよう努める。

6 健康相談の実施

医療保健班は、生活不活発病やエコノミークラス症候群等環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、県及び関係機関と協力し、医療関係者による巡回健康相談の実施や、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口の設置に努める。

7 避難所における業務

管理責任者は、施設管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、避難所内の町民組織の協力を得て、次の活動を実施する。

(1) 一般的業務

- 避難者の受付
- 避難者の組織編成
- 避難者に対する情報の伝達
- 救護所の設置場所の選定
- 避難所に配布された食料等物資の管理
- 給食時間の調整
- 食料、生活必需品等の配布
- トイレ、その他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理
- 仮設トイレの設置及び維持管理

(2) 記録業務

- 職員の避難所勤務状況の記入
- 日誌の記入
- 物品の受け払い簿の記入
- 避難者名簿の作成

(3) 報告業務

- 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- 避難状況の報告
- 給食済・見込み人員の報告
- その他必要な情報の報告

第3 避難所の管理・運営の留意点

管理責任者は、避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して避難所の円滑な管理、運営に努める。また、市町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

- 避難者数の把握
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 避難者の体調管理及び衛生管理の実施並びに生活環境への配慮（男女ニーズに対応した運営管理）
- 要配慮者への配慮

第4 被災地域における家庭動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、救助衛生班は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第5 避難の長期化等への対応

町は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難対象区域外の旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

1 応急仮設住宅、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等の提供

町は、県の協力の下、災害の規模等を鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

2 応急仮設住宅の建設

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

第6 避難所に滞在していない被災者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こし

やすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

第7 避難所の閉鎖

1 本部長（町長）

本部長（町長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になった場合、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。

なお、避難者のうち家屋の浸水倒壊等により帰宅が困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる措置をとる。

2 管理責任者

管理責任者は、本部長（町長）の指示により避難者を帰宅させるなど、必要な指示を与える。

第14節 緊急物資の供給計画

町は、災害発生時における町民の生活を保護するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講じる。

第1 応急給水

水道班は、被災地の町民に対し、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給する。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 給水量

被災者に対する最低給水量は1日1人当たり3リットルとし、給水力の強化及び上水道・簡易水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

2 水源及び給水資機材の確保

水道班は、災害の発生後、直ちに水道施設の点検調査を行い、施設の被災状況及び浄水の供給不能範囲を把握するとともに、次の措置を講じる。

- (1) 上水道・簡易水道施設の被害程度が大きく、浄水の供給再開に時間を要すると判断されたとき、早期に応急給水の体制を確立し、必要な給水資機材の確保を図る。
- (2) 被災地での給水が困難なとき、又は輸送による給水が困難な場合、被災地及び周辺の既設井戸を対象に、水源としての利用を井戸所有者に要請する。また、井戸の利用に当たっては、その水質の適否を水質検査により判定し給水する。
- (3) 町域で応急給水用の水源が確保できないとき、隣接市町で所管する水源の使用を要請する。

3 給水方法

水道班は、次の方法により給水措置を実施する。

(1) 輸送による給水

- ① 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付き消防ポンプ自動車等を含む。）による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。
- ② ドラム缶、ポリタンク飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送する。

(2) ろ水装置による給水

局地的給水又は陸上輸送による給水が不可能なとき、ろ水装置による給水基地を設営する。

(3) 備蓄飲料水による給水

各地区の拠点避難所等に分散備蓄された飲料水を給水する。

なお、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、平常時から町民に対し飲料水の備蓄について普及・啓発を図る。

(4) 家庭用井戸水等による給水

- ① 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近のり災者のために飲料水として給水する。
- ② 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過及び消毒等により飲料水として確保する。

4 町民への広報

企画広報班は、応急給水を実施する地域に対して給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力を得て給水を実施する。また、断水の解消見込みなどの情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

第2 食料の供給

救助衛生班及び教育班は、被災者並びに災害応急対策従事者等に対して、食料の円滑な供給を実施する。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 実施責任者

米穀及び乾パン等の応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	本部長（町長）
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	本部長（町長）と災害発生機関が協議

2 食料の供給対象者

- 避難所へ避難した者
- 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者
- 旅行者、宿泊者等で、他に食料を得る手段のない者
- その他町長が必要と認める者

3 食料の調達

町は、災害時の救助用として、米穀及び食料を次のとおり確保する。

(1) 県への要請

被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を知事に申請する。

(2) 農林水産省への要請

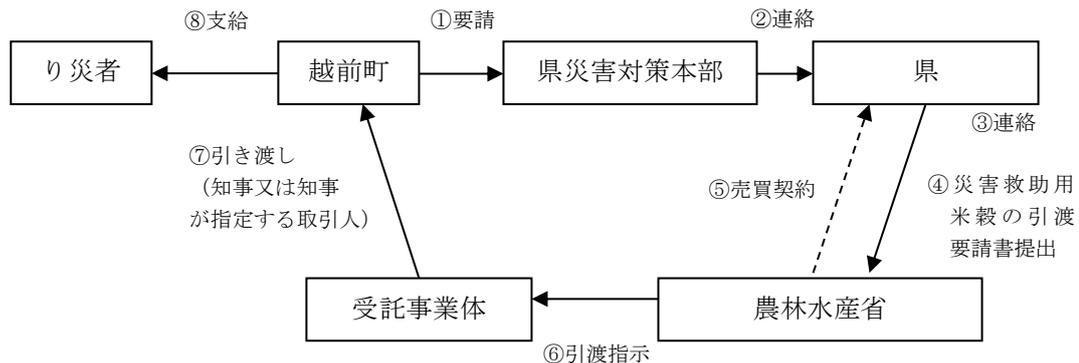
政府所有米の調達を要するときは、知事に対し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長（町長）は直接政策統括官に要請する。

知事及び本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事と政策統括官が売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

[政府所有米穀の受渡し系統]

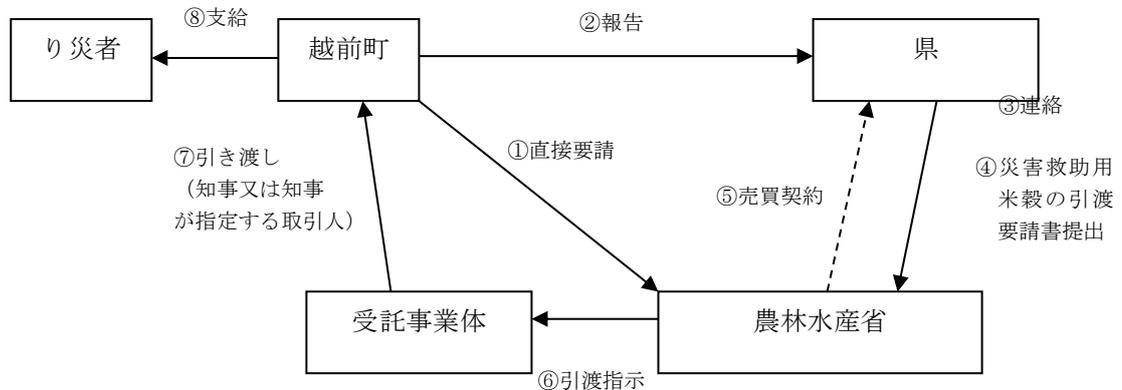
① 町からの要請を受け、県が要請する場合

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省に要請し、売買契約を締結する。



② 町が直接、要請した場合

町が直接農林水産省に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省に連絡する。



(3) 備蓄食料

① 米穀

町内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管・確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておく。

② 町及び個人の備蓄

各避難所又は自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。また、ミルクや軟らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

なお、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、平常時から町民に対し、家庭内の食料備蓄について普及・啓発を図る。

③ 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議して災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4 食料の集積及び搬送

救助衛生班は、次のとおり食料の集積及び輸送を行う。

- 備蓄食料は、拠点避難所から各避難所に搬送する。
- 調達食料は調達先の業者が各避難所へ直接搬送する。
(搬送が困難な場合は拠点避難所に一時集積し、各避難所へ搬送)
- 救援食料は拠点避難所に一時集積し、仕分けの上各避難所へ供給する。
- 拠点避難所から各避難所への搬送は町有車両を用いて実施するが、状況に応じて運送業者に委託する。

5 食料の供給方法

教育班は、避難者数等から必要数量の把握を行い、次の点に考慮して備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊き出しの実施等による供給計画を作成する。

- 食料の供給は、原則として避難所で実施する。
- 避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の自主防災組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。
- 食料の配布に当たっては、要配慮者を優先する。
- 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等によって食料の供給に関する情報を提供する。
- 食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配布等によって供給する。
- 災害当初において、炊き出し等の体制が十分整わない場合は備蓄食料による供給を行う。また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

6 炊き出しの実施

(1) 実施責任者

- ① 炊き出し等による食品の給与は、本部長（町長）が行う。
- ② 災害救助法が適用された場合の炊き出しによる食品の給与は、知事から職権を委任された本部長（町長）が行う。

(2) 炊き出しの方法

- ① 教育班は、日赤奉仕団、ボランティア等の応援協力を得て、給食センターや学校等の調理室等、既存の施設を利用して炊き出しを行う。また、炊き出しの実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 炊き出し現場には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指揮するとともに、備付帳簿を整理し、正確に記入して保管しなければならない。
 - イ 献立は栄養価を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は、握り飯、漬物及び副食等を配給する。また、乳幼児に対してはミルクを配給する。
- ② 町において炊き出しが困難な場合、又は米飯（炊飯）業者等に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し配給する。

(3) 費用の基準及び期間

費用の基準は、災害救助法による限度額以内とし、給与期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

(4) 食品衛生

炊き出しに当たっては、県の指導の下、常に食品の衛生を心掛け、特に次の点に留意する。

- 炊き出し施設には、飲料水を十分供給する。
- 供給人員に応じて、必要な器具及び容器を確保し備える。
- 炊き出し場所には手洗い設備、器具類の消毒ができる設備を設ける。
- 供給食品は、ハエその他害虫の駆除に十分留意する。
- 使用原材料はできるだけ信用のある業者から仕入れ、保管に注意する。

7 応援等の手続き

炊き出し等の食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援要請する。

- (1) 本部長（町長）は、応援の必要を認めるときは、県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接近隣市町に応援を要請する。
- (2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

① 炊き出し実施のとき。

- 所要食数（人数）
- 炊き出し期間
- 炊き出し品送付先
- その他

② 物資確保のとき。

- 所要物資の種類及び数量
- 物資の送付先及び期日
- その他

第3 生活必需品等の供給

救助衛生班は、被災者に対して、衣料、生活必需品その他の物資の円滑な配給を実施する。

ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は、本部長（町長）が行う。

(2) 災害救助法が適用された場合は、次による。

- ① 物資の確保及び輸送は、原則として知事が行う。
- ② 被災者に対する物資の供給は、原則として本部長（町長）が行う。

2 給与及び貸与対象者

全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 支給物資

支給する物資は、被害状況、物資調達状況を考慮して、次の品目の範囲内で現物を支給する。

○ 寝具	：	就寝に必要な毛布、布団等
○ 外衣	：	普通着、作業衣、婦人服、子供服等
○ 肌着	：	シャツ、ズボン下、パンツ等
○ 身の回り品	：	タオル、長靴、サンダル、ズック、傘、使い捨てカイロ等
○ 炊事道具	：	鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
○ 食器	：	茶碗、汁碗、皿、箸等
○ 日用品	：	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、懐中電灯等、乾電池、ウエットティッシュ
○ 光熱材料	：	マッチ、ロウソク、プロパンガス、石油等
○ 衛生用品	：	生理用品、おむつ等

4 支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

5 期間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、期間内において打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

6 物資の調達

(1) 町及び個人の備蓄

各避難所又は自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。また、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、町民に対し、非常持出品の備蓄について普及・啓発を図る。

(2) 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

(3) 町内業者又は県等への要請

備蓄によるもののほか、被害状況に応じて町域の各種協同組合、量販店等から所要物資を調達するものとし、町内で調達が困難な場合は県に依頼する。

7 物資の集積・保管及び配送

救助衛生班は、調達した物資及び県より援助を得た物資を越前町役場、宮崎コミュニティセンター、越前コミュニティセンター、織田コミュニティセンターの中から災害の状況に応じて場所を選定し、集積・保管する。また、集積・保管された物資の必要数量を確認し、避難所単位に仕分けして避難所へ配送する。

8 配布方法

救助衛生班は、避難所に配送された物資を各避難所の管理責任者の指示により、避難所内の自主防災組織を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら配布する。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配布する。

第15節 医療保健活動計画

災害の発生に伴う生活環境の悪化は、感染症の発生の危険を高めることから、防疫措置を迅速かつ協力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。また、町は県の行う食品の衛生管理及び栄養指導に協力する。

第1 防疫対策

医療保健班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県（丹南健康福祉センター）と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

ただし、町の被害が甚大で町単独で実施不可能である場合、他の市町又は県の応援により実施する。

1 警戒体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、直ちに警戒体制をとり、状況の変化に応じて所要の人員機材器具等の動員確保及び配置を行う。

2 状況の把握

県及び関係機関と緊密な連携をとり、防疫に関する情報の早期把握に努める。

3 予防教育及び広報

災害発生後に防疫対策に関する啓発の必要が認められるとき、事前に準備するパンフレットやCATV等を通じて、防疫対策に関する広報活動を行う。

4 検病調査及び健康診断

県の行う検病調査及び健康診断に協力する。

5 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、県の行う予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種に協力する。

6 感染症発生時の対策

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、法の規定に基づき、県の指導の下、次の対策を実施する。

- 感染症患者等の入院勧告・措置
- 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

7 防疫活動

防疫に必要な薬品の調達と確保を行い、県の指導及び指示に従い次の防疫活動を実施する。ただし、町の被害が甚大で適切な防疫活動が実施できない場合は、県による代執行を要請する。

- 消毒措置の実施（感染症新法第27条）
- ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症新法第28条）
- 避難所の防疫指導
- 衛生教育及び広報活動
- 臨時予防接種（予防接種法第6条）

8 記録の整備

災害防疫に関し、作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項等を記録する次の書類を整備保管する。

- 災害状況報告書
- 災害防疫活動状況報告書
- 防疫経費所要額調及び関係書類
- 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- 防疫作業日誌

第2 家畜防疫

産業対策班は、県家畜保健衛生所の指揮の下、農業協同組合と協力して被災動物の集中管理場の確保に努める。また、必要に応じて動物の伝染病予防上の措置（衛生及び死体の処理を含む。）を講じるとともに、状況に応じて家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく防疫活動に協力する。

第3 食品衛生対策

県（丹南健康福祉センター）は、被災地における食品関係業者及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者に対し効果的な栄養調理指導を行うとともに、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を行うこととしている。

救助衛生班は、県が実施する食品衛生対策等に協力する。

1 食品衛生

(1) 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携の下、施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により食中毒事故の発生を防止する。

(2) 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店、喫茶店及び菓子製造業を重点的に監視するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施することで不良食品の販売供給を防止する。

(3) 重点監視指導事項

① 浸水地区の食品関係業者に対しては、施設整備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導する。

なお、状況に応じ従事者の検便及び健康診断による病原体保有者の排除を行う。

② その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。また、汚水によって汚染された食品及び冷凍施設等の機能停止によって腐敗、変色等を生じた食品が供給されることのないよう特に指導する。

(4) 町民の食品衛生に対する啓発活動

被災町民に対し、次のことを重点指導する。

- ① 手洗い、消毒の励行
- ② 食器、器具の消毒

2 栄養指導計画

(1) 活動方針

避難所等における効果的な栄養補給を図るため、炊き出し施設等の給食施設に対して、栄養士による栄養及び調理指導を行う。

(2) 指導方法

- ① 被災地の給食施設を巡回し、栄養及び調理指導を行う。
- ② その他被災地における栄養補給に関し、必要な指導を行う。

第16節 要配慮者応急対策計画

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児や外国人等の要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第1 迅速な避難

避難を行う場合、町民は、地域の要配慮者の避難誘導について、地域ぐるみで協力支援し、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣の町民の協力を求め、迅速な避難に努める。

救助衛生班は、被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設、県、他の市町等との連携の下、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、町内外の他施設への緊急避難についての情報及び他の市町又は各施設への避難受入れについての情報の収集・提供を行う。

第2 発災後の対応

救助衛生班は、社会福祉協議会の協力を得て、要配慮者を支援するために次の措置を講じる。

- 災害時には、要配慮者本人の同意の有無に関わらず、要配慮者名簿および個別避難計画を効果的に利用し、要配慮者の避難支援や迅速な安否確認等を実施
- 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容の把握
- ボランティア等生活支援・情報提供のための人材の確保及び必要に応じた派遣
- 特別な食料を必要とする場合、その確保及び提供
- 生活する上で必要な資機材の避難施設等への設置及び提供
- 各種団体の協力を得て避難所・居宅に相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認及び健康・生活相談の実施
- 老人福祉施設、障がい者施設、医療施設、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請の実施
- 身障・老人緊急通報システムの活用

第3 その他

1 児童・生徒に係る対策

救助衛生班は、保護者の死亡や疾病により養育が困難となった児童・生徒について、児童相談所に対して緊急一時保護等の措置を要請する。

2 介護体制の確立

避難所内において介護体制の必要が生じた場合、救助衛生班は、県に対して二次避難所の設置やホームヘルパー等による介護体制の確立を要請し、これに協力する。

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自然災害時において、自力での避難・移動が困難な者に対し、「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」を通して、避難行動要支援者の安否確認等を行う。

4 外国人に係る対策

(1) 外国人の避難誘導

町は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

(2) 外国人の安否確認、救助活動

町は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

(3) 外国人への情報提供

町は、県及び福井県国際交流協会の協力を得て、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

(4) 災害多言語センターの設置による支援

町は、多くの外国人住民等が被災することが見込まれるとき、県及び福井県国際交流協会と協力して、被災外国人への支援を円滑に行うため、福井県災害多言語支援センターを設置し、被災情報の収集、多言語での情報提供、相談対応、通訳派遣支援等を行う。

第17節 社会秩序の維持計画

災害が発生したとき、町民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地域における適正な価格による円滑な物資の供給を図るため、災害警備活動及び物価対策活動を実施し、社会秩序の維持に努める。

第1 警備活動

大規模な災害が発生した場合には、町民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等に努める。

1 鯖江警察署

大規模な災害発生時には社会生活に多くの混乱が予想されるため、鯖江警察署は「福井県警察大規模災害警備計画」等に基づき、警備活動を実施する。また、町並びに自主防災組織は、鯖江警察署の行う警備活動に協力する。

2 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上における災害警備について、海上保安庁防災業務計画に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

3 町

町は、各種応急対策の周知による人心の安定や復興意欲の高揚を図るため、被害状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

4 自主防災組織

自主防災組織は、自治会や自衛消防団の協力を得て、地域の安全を維持するために独自の防犯パトロールに努める。

第2 物価の安定

町は、産業対策班が中心となり、被災地域における物資の確保と円滑な供給及び被災者の消費生活の安定を図るため、物価対策活動を行う。

1 物資の需給及び価格の動向の把握

- (1) 町その他関係機関は、平素から災害応急対策上必要な物資に係る資料の整備に努める。
- (2) 町その他関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害応急対策を実施するために必要な物資の種類、数量及び緊要度を調査する。
- (3) 町は、被災者等の消費生活相談を通じて、物資の需給及び物価に関する要望を把握する。

2 緊急必要物資及び応急復旧用資材の確保

- (1) 緊急必要物資について、町は予想される災害時の需要量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備し、災害時における関係機関との連絡調整や協力体制の確立を図る。
- (2) 町は、災害の発生によって緊急物資及び応急復旧用資材が不足し、若しくは極度に不足することが予想される場合、又は当該物資の価格が高騰、若しくは高騰することが予想される場合、当該物資の生産・集荷及び販売を業とする者、あるいは関係団体に対して適正価格で当該物資を被災地に円滑に供給するよう協力を求める。また、この場合は、必要に応じて緊急輸送について所要の措置を講じる。

3 暴利監視及び広報活動

町は、災害の発生に伴う物価の高騰を防止するため、積極的な価格監視等を実施し、広報等により物資の供給価格の動向を町民へ周知する。また、必要に応じて関係業者及び関係機関に対し、当該物資の自粛販売や出荷促進を要請する。

第18節 建築物・住宅応急対策計画

被災建築物の二次災害の防止を図るとともに、被災者の住居を確保するため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、公営住宅の一時使用等の措置を講じる。

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、町は周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第1 応急危険度判定

町は、災害に伴う建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、必要に応じて、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、被災地に派遣された応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査により判定し、当該建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することで注意を喚起する。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

災害により応急仮設住宅の建設の必要が生じたとき、原則として町が建設を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は本部長（町長））が応急仮設住宅の建設を行い、応急仮設住宅の建築着工は災害発生の日から20日以内とする。

2 要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の入居に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 建設予定地及び入居者の選定

(1) 建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地は、次の中から状況に応じて選定する。

- 町営野球場
- 織田中央公園グラウンド
- アクティブグラウンド
- 宮崎総合グラウンド

(2) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定は町が行うが、災害救助法が適用された場合には県が実施し、町はそれに協力する。また、入居者は次の基準を参考に選定する。

なお、応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

- 住家が全壊（焼）、流失した世帯
- 居住する住家のない世帯
- 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定資産のない失業者、母子家庭、老人、病弱者、身体障がい者等

(3) 建設の構造及び規模並びに費用の基準

- 建坪：1戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じた規模
- 構造：1戸建、長屋建のいずれか適当なもの
- 費用：知事が定める額

第3 住宅の応急修理

災害により住宅の応急修理の必要が生じたとき、原則として町が応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は本部長（町長））が実施する。

1 応急修理の対象者

- 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない世帯
- 自分の資力では、応急修理を行うことができない世帯

2 応急修理の内容

被災した住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。また、応急修理は災害発生の日から3ヶ月以内に完成するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内に完成するものとする。

第4 住居障害物の除去

建設班は、崖崩れや浸水等により、住居の居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、そのままでは当面の日常生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもって障害物の除去ができない者に対し、その除去を行う。

なお、障害物の除去に際し、要員並びに機械器具の調達等が困難な場合、町は県に対して調達・あっせん等の要請を行う。

[障害物除去の対象]

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれた障害物の除去に限るものであること。
- 自らの資力をもって当該障害物の除去ができないものであること。
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

第5 公営住宅の活用

建設班は、必要に応じて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項に基づく目的外使用として、被災者に対して町営住宅の空き家への一時入居措置を講じる。また、町営住宅の空き家の確保が困難な場合は、県及び近隣市町に対し、公営住宅の活用について応援を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置

建設班は、応急仮設住宅、空き家、融資等、住宅に関する相談や情報提供のため、庁内に住宅相談窓口を設置する。また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を図るため、家賃の把握に努め、貸主団体や不動産業関係団体へ協力を要請するなどの措置を講じる。

第7 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第8 被災宅地応急危険度判定制度

町は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

第19節 文教対策計画

文教施設の被災又は児童・生徒及び保育園児のり災により、通常の教育ができない場合、応急教育等の必要な措置を講じる。

第1 応急教育

教育班及び救助衛生班は、町立学校並びに保育所について、応急文教対策を実施する。ただし、本町のみで対策を実施できない場合は、県又は近隣市町に対策を依頼する。

1 実施責任者

応急文教対策の実施責任者は次のとおりであるが、町、県、及び学校法人の依頼により、県又は隣接市町が行うことがある。

- (1) 県立学校については県が行う。
- (2) 町立学校については町が行う。

2 学校施設の確保

教育班は、学校施設が被災したとき、関係機関と協議の上代替教室を確保する。また、この場合は必要事項を教職員及び町民（児童・生徒）に周知徹底する。

- (1) 被災学校が1校の一部のみの場合
被災箇所が普通教室のときは、利用可能な教室を転用する。それでもなお不足するときは、特別教室、屋内体育館の順で転用する。
- (2) 被災学校が1校の場合
公民館等の公共施設を借用するほか、隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。それでもなお不足するときは、臨時校舎（プレハブ等）を建設する。
- (3) 被災学校が2校以上の場合
被災を免れた公共施設を利用するとともに、不足分については臨時校舎を建設するほか、比較的近い隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。

3 学用品の調達及び支給

教育班は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を調達・支給する。

なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき迅速な措置を講じる。

- (1) 支給品目
教科書（準教科書、副読本等の教材を含む）、文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、下敷、定規等）及び通学用品（運動靴、傘、靴、長靴等）
- (2) 教科書
各学校別、学年別及び使用教科書ごとの必要数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所等に連絡して供給を求める。また、同一教科書を使用する町内の学校や他市町の教育委員会に対し、使用済み古本の供与を依頼するが、それでもなお不足するときは県教育委員会に対し調達供与を依頼する。
- (3) 文房具及び通学用品
必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき調達し、配布する。

4 不足教職員の確保

教育班は、県教育委員会と連絡調整の上、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に

応じた代替教員等の補充を実施する。

- (1) 被災教職員が僅少のときは、校内において操作する。
- (2) 被災の教職員が多数で1学校内で操作できないときは、町内学校間で操作する。
- (3) 町において操作できないときは、県教育委員会に教職員の派遣を要請する。

第2 応急保育

1 保育児童の安全確保

救助衛生班は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、休所、中途帰宅等の適切な措置を講じる。

2 保育施設の応急整備

救助衛生班は、被害を受けた保育所の保育実施のため、施設・設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。

3 保育児童の健康保持

医療保健班は、被災地区の保育児童に対して、保健所の指示援助により、健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

第3 保健厚生計画

1 被災児童・生徒の健康管理

教育班及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康の保持・増進を図るため、学校医及び保健所等の専門機関との連携を図りながら、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

2 被災教職員及び児童生徒の保健管理

医療保健班は、災害の状況に応じて教職員及び児童・生徒に対し、県の指示又は協力を得て感染症の予防接種又は健康診断を実施する。

3 被災学校の清掃及び消毒

医療保健班は、学校が浸水等の被害を受けたとき、感染症新法等に基づき、県の指示又は協力を得て校舎等の清掃及び消毒を行う。

第4 積雪時の対策

積雪時における児童・生徒や保育園児の安全確保について、教育班、救助衛生班及び関係者においてあらかじめ十分検討し、特に次の事項についてその万全を期する。

- 通学路は常に積雪状況を把握し、除雪による拡幅措置を適切に講じるとともに、集団登下校時には誘導責任者を定めるなど、通学時の安全確保を十分に考慮する。
- 自動車通路での通行、横断等については十分注意するよう指導する。
- 屋根の雪下ろしに対する危険防止について十分指導する。
- 臨時休校等の措置については、あらかじめその基準を定める。

第5 学校給食の措置

教育班は、学校給食施設設備が被災したときは速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるよう努める。

1 復旧措置

復旧措置は、施設設備、食品取扱い等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症及び食中毒の発生防止に努める。

2 応急配給

災害時における応急配給は、文部科学省及び食糧庁の定める「災害時における応急配給」に基づき、給食物資の確保及び輸送に万全を期する。

第6 文化財保護の応急対策

災害が発生したとき、指定文化財の所有者又は管理責任者は、その被災状況を調査し、結果を県教育委員会及び教育班に報告（届出）する。

教育班は、報告された被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置に努めるとともに、個々の実情に応じ、県教育委員会と協議の上、復旧対策を講じる。

第20節 死体の搜索、処理及び埋・火葬計画

災害時において行方不明と推定される者の搜索を実施し、死体を発見した場合は必要な措置を講じるとともに、必要に応じて死体の処理及び埋葬を実施する。

第1 死体の搜索

1 実施責任者

死体の搜索は、本部長（町長）が搜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、町において搜索の実施が困難な場合には、鯖江警察署等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の搜索を行う。

2 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情から既に死亡していると推定される者。

3 応援要請等

町が被災、その他の事情により搜索の実施が困難なとき、又は死体が流失等により他の市町に漂着していると考えられるときは次の事項を明示し、県に搜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町又は死体漂着が予想される市町長に直接搜索の応援を要請する。

なお、死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合は、町は県に他機関（海上保安部、自衛隊等）の応援要請を行う。

- 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 死体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等
- 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- その他必要な事項

4 搜索期間及び費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から 10 日以内を搜索期間とするが、期間の延長が必要なとき、最小限において知事の承認を得て延長する。また、費用の範囲は次の事項とする。

- 借上費又は購入費
- 修繕費
- 燃料費

5 行方不明者の把握

町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

第2 死体の収容、処理

1 実施責任者

死体を発見したとき、本部長（町長）は速やかに県及び鯖江警察署長（海上にあつては、敦賀海上保安部長）に連絡し、その見分を待って死体を処理する。ただし、本町のみでは死体の処理の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の処理を行う。

2 死体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、死体の処理を行うことがで

きない場合、救助衛生班は、次の内容で死体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の死体の処理に係る資機材及び搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材及び搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 死体の処理

死体の処理は、医療保健班又は医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上又は仮設によって確保し、概ね次の内容で死体の処理を行う。

① 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のため、死体の状況に応じて洗淨、縫合、消毒等の処置を実施する。

② 死体の一時保存

死体の身元確認に相当の時間を要する場合、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、死体安置所（寺院等の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）を設けて死体の一次保存を行う。

③ 検案

死体についての死因その他について医学的検査を実施する。

なお、検案は救護班が行うことを原則とするが、救護班による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部又は医師会等に協力を要請する。

3 処理期間及び費用の範囲

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内に死体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、死体の処理に関する費用は、検案、洗淨、縫合、消毒等の処置のための費用及び死体の一時保存のための費用とする。

第3 死体の埋・火葬

1 実施責任者

死体の埋葬は、本部長（町長）が火葬に付し、又は棺、骨つぼを遺族に支給する等の現物給付をもって行う。ただし、本町のみでは死体の埋葬の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の埋・火葬を行う。

2 埋・火葬の実施及び留意点

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合及び身元不明の死体について、救助衛生班は、次の方法により死体の応急的な埋・火葬を行うものとし、埋葬の実施に当たっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の死体は、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋・火葬する。

(3) 被災地以外に漂着した死体で、その身元が判明しない者の埋・火葬については、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 外国人の埋・火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

3 埋・火葬の内容

(1) 埋・火葬を行う対象

① 災害時の混乱の際に死亡した者

② 災害のため遺族において埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋・火葬の期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において知事の承認を得て延長する。

(3) 費用の範囲及び限度

① 費用の範囲

棺、骨つぼ、埋・火葬に要する経費で葬祭の際の人員及び輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

② 費用の限度

知事の定める額。

4 広域的な火葬の実施体制

町は、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

第21節 障害物の除去計画

災害時において、災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施に支障となるもの及び災害により町民又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、町民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去を図る。

第1 実施機関

1 実施責任者

- (1) 道路、河川、漁港等の公共管理施設の障害物の除去については、各施設管理者が行う。
なお、洪水等により、河川に流れ着いた障害物の除去については、原因者を特定し、除去させるものとし、原因者が特定されない場合や緊急を要する場合は、河川管理者が行う。
- (2) 町民の生命、財産等の保護のための障害物の除去は本部長（町長）が行う。ただし、現場に本部長（町長）等がいない場合には警察官又は海上保安官が行うことができる。
- (3) 災害救助法が適用された場合は知事の職権を委任された本部長（町長）が行う。

2 応援の要請

- (1) 本町のみで対処できないとき及び緊急を要する場合は、県あるいは近隣市町にこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。
- (2) 本部長（町長）は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請をする。

第2 実施対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物又は物件）除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 実施の方法

1 処理体制

- (1) 撤去作業は、建設班が中心となり、町有機器を用い、又は土木建設業者の協力を得て、速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

2 障害物の保管等の場所

障害物の大小によるが、原則として次の場所に保管する。

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- 道路交通の障害とならない場所
- 盗難等の危険のない場所

3 障害物の売却

保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に多額の費用若しくは手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

4 その他

- (1) 除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象となる。
- (2) 災害を受けた障害物等については、損害補償の対象とならない。
- (3) 障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。

所 管	総務対策部, 民生対策部, 建設対策部, 関係機関
-----	---------------------------

第22節 廃棄物の処理計画

被災地におけるごみの収集及びし尿の取扱処分等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期する。

第1 実施機関

町は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみ、し尿、へい獣及び災害廃棄物の適切な収集・処理を実施する。ただし、本町限りで実施できないときは、県あるいは他の市町から応援を得て実施する。

第2 災害廃棄物の処理

1 実施体制

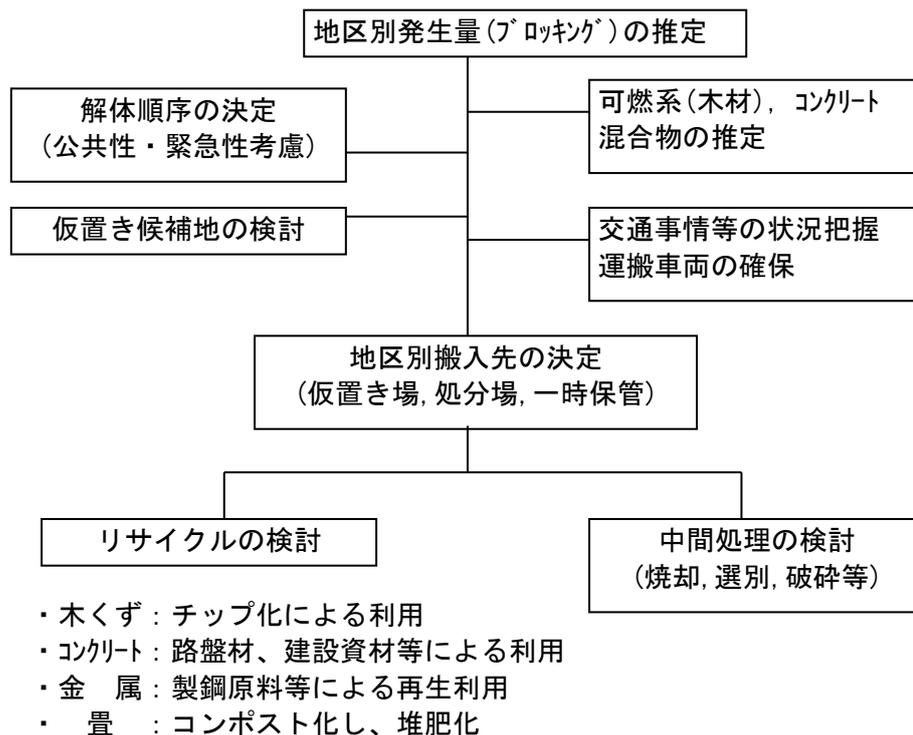
災害廃棄物の処理は、発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況等を総合的に判断し、建設班が中心となって適切な収集・処理体制をとる。

2 初期対応

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

3 災害廃棄物処理活動

- (1) 災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、町民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県、隣接市町及び関係団体に応援を要請する。



4 広域処理体制の確立等

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第3 ごみ処理

1 処理体制

(1) 町は、被災地域のごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断し、適切な収集・処理体制をとる。

なお、収集については、災害の程度に応じて、救助衛生班を中心とした職員で構成するごみ処理清掃班を編成する。

(2) 日々大量に発生するごみの一時保管が困難とならないよう、町民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

(3) ごみ処理に当たっては、委託業者と緊密な連絡をとり実施するものとするが、委託業者のごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合、人員の派遣や処理施設の使用等について県あるいは近隣市町へ応援要請する。

2 収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

3 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等、環境に影響のない方法で行う。また、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合は、一時保管場所の確保や処理順位の設定等、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業では、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に配慮する。

第4 し尿処理

1 処理体制

(1) し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、許可業者との緊密な連絡の下、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、水道班を中心とする職員及び許可業者で構成するし尿処理清掃班を編成する。

(2) 仮設トイレや避難施設のトイレについては、貯蓄容量を超えることがないように配慮し、優先的に処理する。

(3) し尿の収集・処理に必要な機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じて県又は近隣市町へ応援を要請する。

2 収集方法

(1) し尿運搬車による収集ができない地域については、ビニール袋等を各戸に配布するほか、運搬車による

収集が可能な場所に仮設トイレ等を配置する。

(2) 処理能力に比べ、被災地域が広範囲にわたっているときは、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置として便槽内容の20～25%程度の汲み取りに止める。

3 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第5 へい獣の処理

1 実施体制

へい獣（牛・豚等の死骸）は、丹南健康福祉センターの指示により救助衛生班が収集・処理する。

2 収集・処理方法

(1) 移動し得るものは適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

(2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第23節 支援の受入計画

災害の状況により、県又は近隣市町に救援隊等の派遣を要請したときの受入体制や、地域外からのボランティア等の受入体制を整備し、各々の活動が被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処できるようにする。

第1 ボランティアの受入れ

救助衛生班は、ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会や赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行うとともに、町ボランティアセンターの設置及び活動の支援を行う。

1 役割分担

(1) 町

ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会や赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行う。

(2) 町社会福祉協議会

ボランティアの円滑な活動を促進するため、町と連携して各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行う。

(3) 県

被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。また、県災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

2 ボランティアの活動環境の整備

救助衛生班は、町社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

(1) ボランティアセンターの設置及びボランティアの受付、登録

町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置するとともに、ボランティア窓口にてボランティアの受付・登録を行う。また、県の負担によるボランティア保険への加入をボランティアに呼びかける。

(2) 情報の提供

応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地の状況にあわせて的確な情報を提供する。

(3) 活動拠点の提供

ボランティアから活動拠点に関する要望があったときは、速やかに保健センター等をボランティア活動拠点として提供する。

(4) ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入れ及び活動を円滑に行うため、ボランティアコーディネータ及び民間団体の長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

(5) 専門的なボランティアの派遣要請

応急危険度判定、医療、福祉等専門分野を有するボランティアを必要とする場合、必要な分野のボランティア派遣を県に要請する。

3 団体ボランティアの活動環境の整備

救助衛生班は、災害の状況に応じて日本赤十字社福井県支部等団体ボランティアに協力を要請し、災害応急対策の実施に努める。

(1) 団体ボランティア

団体ボランティアは、概ね次の団体が考えられる。

- 日赤奉仕団
- 婦人会
- 女性の会
- 壮年団連絡協議会
- 防犯隊
- 福井県災害時ボランティア登録団体
- 民生委員児童委員協議会
- その他各種団体

(2) 団体ボランティアへの協力要請

災害時には状況に応じて各種団体ボランティアに協力要請を行うとともに、受入準備を行う。

(3) 団体ボランティアの活動

団体ボランティアは、個人ボランティアと同様に次の活動について協力を得る。ただし、団体ボランティアは個人ボランティアより組織的な活動が期待できることから、次の点を考慮する。

- 災害情報及び生活情報の収集・伝達
- 要配慮者に対するの安否確認と生活支援
- 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- 救援物資、資機材の配分及び輸送
- 危険を伴わない軽易な応急・復旧作業
- 災害ボランティアの受入事務
- その他上記作業に類した作業

(4) 団体ボランティアの活動の記録

団体ボランティアの奉仕を受けたときは、次の事項について記録・整理する。

- 名称及び人員と氏名
- 奉仕した作業内容及び期間
- その他参考事項

第2 義援金品の受付及び配分

町は、一般から拠出された義援金品等で、町に寄託されたもの及び県又は日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品を確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

1 義援金品の受付

(1) 一般から搬出された義援金品で町に寄託されたもの及び県又は日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品については、支援班（税務課）において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付ける。

(2) 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書等を発行する。

2 義援金品の配分

(1) 義援金品の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。

(2) 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じて日赤奉仕団等各種団体の協力を得て公平に配分する。

3 義援金品の保管場所

(1) 義援金は、支援班（税務課）が保管する。

(2) 義援物資は、公共施設等に一時保管する。

第24節 大規模事故応急対策計画

大規模事故により多数の死傷者や要救助者が発生したとき、関係機関が緊急かつ有機的な連携協力の下、各応急対策計画に定めるもののほか、その他必要な対策を実施する。

第1 大規模事故

航空機事故、自動車事故（交通事故）、火災、爆発事故等により多数の死傷者や要救助者が発生したとき、当該事故関係機関はもちろん、関係機関は応急対策に万全を期する。

第2 情報の収集・伝達体制

1 事故発生の通報

- (1) 大規模事故の発見者は、直ちに町、鯖江警察署及び鯖江・丹生消防組合に通報する。
- (2) 上記(1)の通報を受けた町長は、直ちに県に通報しなければならない。
- (3) 上記(2)の通報を受けた県は、直ちに当該事故関係機関及び応急対策を実施する関係機関に通報しなければならない。

2 通信連絡

- (1) 町、県及び当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
- (2) 関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な応急対策が実施できるように努める。

第3 活動体制

1 災害対策本部の設置

大規模事故が発生した場合、町長は、必要に応じて災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の廃止

事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したとき、本部長（町長）は関係機関の意見を聴いて、災害対策本部を廃止する。

3 協力要請

本部長（町長）は、事故対象物が特殊で、応急対策を講じるために特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し協力を要請する。

第4 事故時の応急措置

大規模事故が発生した場合に災害を最小限に止めるため、町、鯖江警察署及び鯖江・丹生消防組合は、必要に応じて地区住民の生命及び身体の安全を図るとともに、救護活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。

第5 避難の指示、避難誘導、避難所及び救護所の開設

本編第1章第9節「避難計画」及び本章第13節「避難所の開設・運営計画」に定めるところによる。

第6 消防活動

大規模事故の被害は、被害の大きさや事故の事象によって異なるが、消火活動及び救出・救助活動が同時に必要となることが予想される。これに対応するため、鯖江・丹生消防組合は、積極的に事事情を収集し、事故の規模、態様に応じた消防力を効果的に運用して、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

第7 救急救助、救護医療活動

本章第6節「救助計画」及び本章第7節「応急医療・助産対策計画」に定めるところによる。

第8 その他の応急対策活動の実施

- 1 町、県等並びに当該事故関係機関
町、県等並びに当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い、必要な応急対策活動を実施する。
- 2 その他関係機関
その他関係機関は、それぞれの所掌業務に基づき応急対策活動に協力する。

第9 事故処理

当該事故の関係者は、関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第25節 海上災害対策計画

海上災害が発生したとき、関係機関が緊急かつ有機的な連携協力の下、各応急対策計画に定めるもののほか、その他必要な対策を実施する。

第1 流木対策

台風、突風、高波等のため海上及び木材積載船からの大規模な木材の流出が発生した場合、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止及び情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、交通整理等によって海上交通の安全を確保する。

1 実施体制

船舶積載木材は、船主又は代理店及び当該木材所有者が共同して対策を実施する。

2 応急対策の実施

町及び関係機関は、大規模な木材の流出が発生したとき、次の必要な措置を講じる。

(1) 敦賀海上保安部の措置

① 木材流出防御対策

ア 貯木施設の安全管理体制の整備に関する行政指導の強化

イ 流出防止措置、けい留方法の指導

ウ 船舶積載木材の安全積付けの指導、点検等を関係機関に要望し、事故の未然防止に努めるほか、河川の増水その他気象、海象異変等により木材が流出するおそれのある場合、又は流木事故に対して、その措置を行い、被害の軽減に当たる。

② 災害の発生が予想される場合の措置

ア 木材の水上荷卸許可の保留又は取消し

イ 必要に応じ、木材関係業者に対し流出防止措置としてけい留索の増強、見回りの強化、作業船の待機勧告

ウ 巡視船艇等による木材保留状況の調査及び指導

③ 流出事故の場合

ア 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒及び船舶交通の整理

イ 状況により航行警報、沿岸域情報提供システム等をもって行う船舶に対する周知

ウ 当該木材所有者又は保管責任者に対して行う早急しゅう積の指導

エ 必要に応じ船舶交通の制限又は禁止

(2) 県の措置

① 町に対する流出木材の情報伝達及び応急対策上必要な指示

② 他の関係機関に対する協力要請

(3) 鯖江警察署の措置

① 敦賀海上保安部との連携による流木の接岸又は漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達及び警戒

② 民心安定のための広報活動

(4) 町の措置

水難救護法による人命及び船舶の救助

第2 海難対策

町は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等を想定し、海難対策を実施する。

1 情報等の収集・連絡、避難誘導等

海難が発生したとき、町、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署並びに海上保安庁は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び県警察本部に連絡する。また、必要に応じて町民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

2 活動体制の確立

町は、本計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進する体制を確立する。また、災害対策本部を設置したときは、県並びに関係機関に速やかに通報する。

3 救援活動

(1) 緊急輸送活動及び交通の確保

本章第8節「緊急輸送対策計画」及び第11節「交通の安全確保計画」に定めるところによる。

(2) 捜索活動及び救助・救急活動

本章第6節「救助計画」に定めるところによる。

(3) 医療救護活動

本章第7節「応急医療・助産対策計画」に定めるところによる。

4 消火活動

鯖江・丹生消防組合は、消防団を動員して沿岸部での消火活動を実施する。また、必要に応じて、他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

5 広報活動

企画広報班及び総合対策班は、社会的混乱の防止及び実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について災害の原因者である船舶の所有者等及び海上災害関係機関と相互に連絡を取り合い、情報交換に努める。

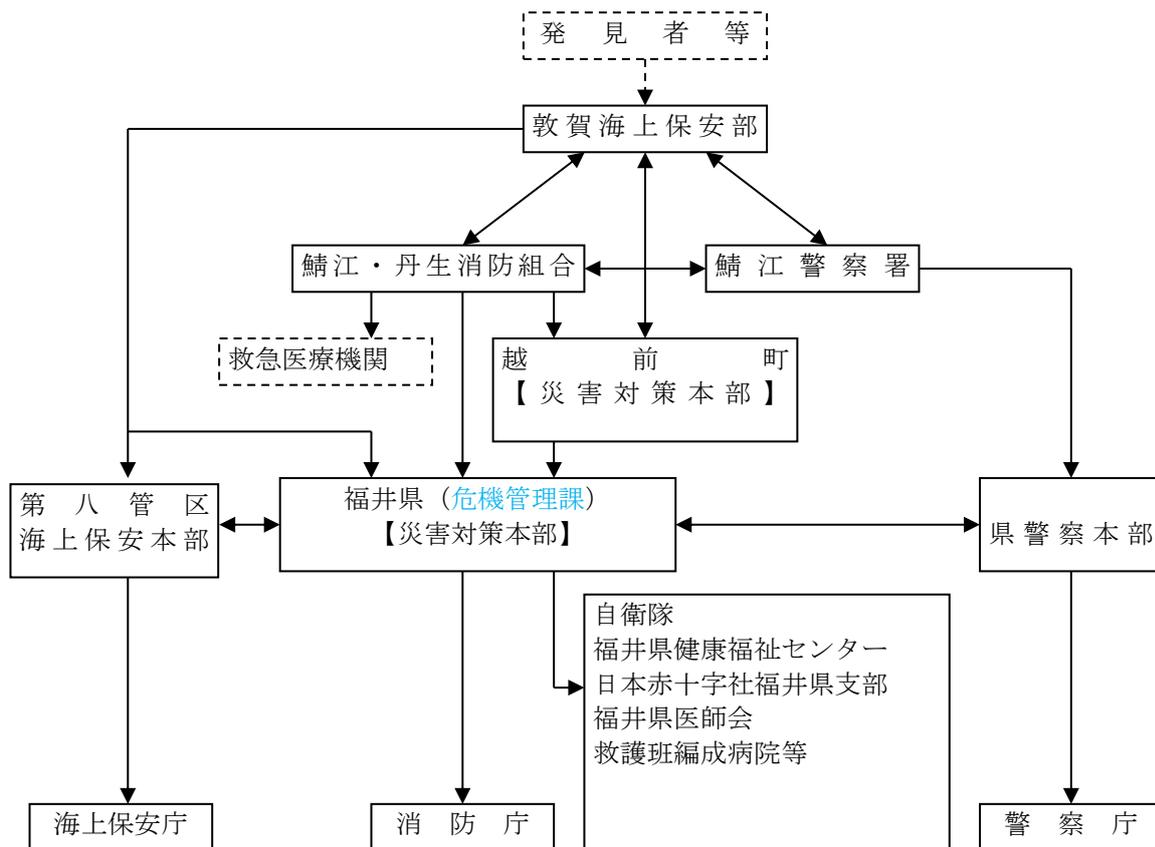
(1) 被災者の家族等への情報の提供

被災者のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報等の被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

(2) 町民への情報の提供

町民に対し、海上災害の状況、安否情報等のニーズに応じた情報を積極的に提供する。

[情報収集・連絡システムの概要]



第3 石油類大量流出対策

想定する事象が発生した場合に対処すべき業務は、油の防除という地震や風水害等の災害よりも限定された範囲であり、一方、その影響範囲は複数の市町の沿岸等広域にわたり、また、町民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することから、統一的な処理が有効かつ重要となる。

町は、敦賀海上保安部及び県が主体となって決定する流出油への対応方針に従い、敦賀海上保安部、県、県内市町等関係機関と一体となった体制を確立の上、対策を実施する。

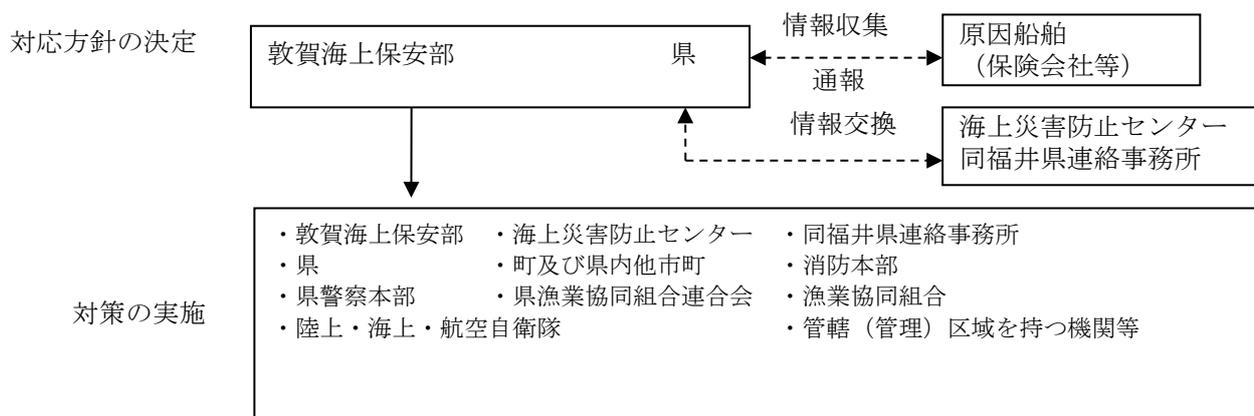
なお、発災時においては、国において、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部、国土交通大臣を本部長とする非常災害対策本部（現地には原則国土交通政務次官を本部長とする非常災害現地対策本部）が設置されることとなる。これらいずれの場合でも敦賀海上保安部が県内における防除活動の拠点となると考えられることから、敦賀海上保安部の活動との連携を中心に規定する。

1 対応方針に基づく統一的処理

(1) 防除区域の分担

- ① 防除活動を効果的かつ効率的に実施するため、各関係機関の流出油回収能力を勘案して海洋と沿岸部において各機関の役割分担が行われる。
- ② 海洋での防除は、敦賀海上保安部が中心となり、(独)海上災害防止センター・同福井県連絡事務所、福井県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、海上自衛隊及び北陸地方整備局が連携して実施する。
- ③ 沿岸部での除去は、県が中心となって、(独)海上災害防止センター・同福井県連絡事務所、県内市町、福井県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、陸上・航空自衛隊及び管轄（管理）区域を持つ関係機関が連携して実施する。
- ④ 町は、海上保安庁長官から沿岸海域での防除要請があった場合、県、(独)海上災害防止センター・同福井県連絡事務所、他の市町、福井県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、陸上・航空自衛隊及び管轄（管理）区域を持つ関係機関と連携して防除活動を実施する。

[対応のイメージ]



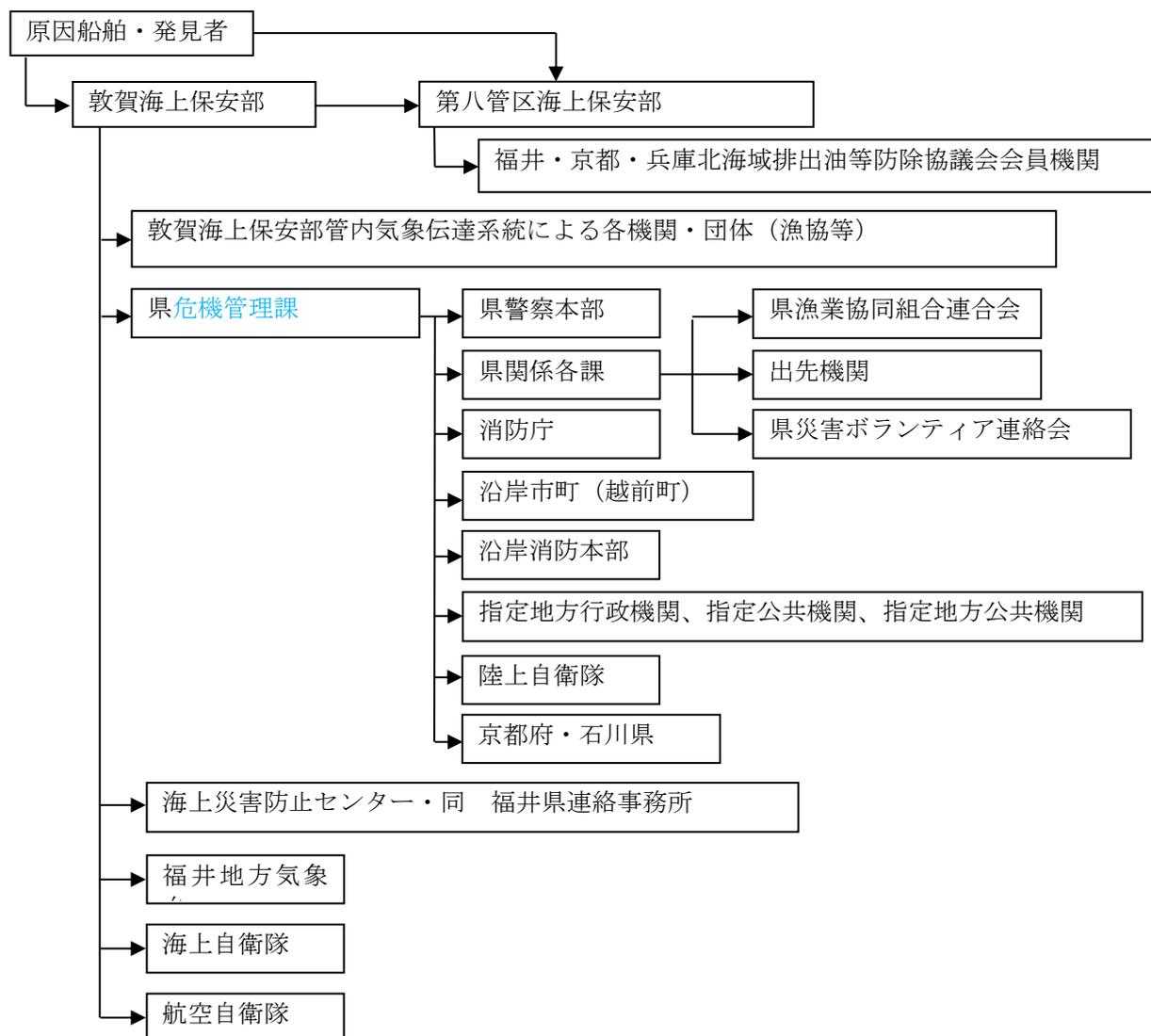
(2) 自衛隊への応援要請

陸上・海上・航空自衛隊への応援要請については、必要に応じて県独自で（町長の要求による場合を含む。）又は敦賀海上保安部が第八管区海上保安本部を通じて行う。

2 情報連絡系統

油流出発生に関する情報を迅速に共有化するため、原因船舶又は発見者からの通報を受けた敦賀海上保安部は、県と連携して関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う。伝達に当たっては、油流出発生伝達様式によるものとし、原則としてファクシミリで伝達する。

[油流出発生情報伝達系統図]



(注) 休日、夜間等の時間外においては、ファクシミリでの伝達と並行してあらかじめ定めた連絡網により担当者に伝達する。なお、油流出状況により、伝達機関が異なる場合がある。

3 活動体制の確立

町は、油流出の発生情報が県から伝達されたとき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するため、職員の配備体制を準備する。また、緊急時は、本計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、県並びに関係機関に速やかに通報する。

4 防除活動の実施

(1) 防除活動

町は、海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第41条の2による沿岸海域での防除措置要請があったとき、県の設置する流出油沿岸部除去連絡会の除去方針を踏まえ、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署、漁業協同組合、地元町民代表、ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で次の防除活動を展開する。

なお、各関係機関の連絡調整を円滑に進めるため、町においてもこれらの機関で構成する連絡会議を設置する。

- 町単位の除去組織の設置
- 沿岸部の監視
- 回収油の一時集積場所の確保
- 沿岸部での除去活動の実施
- 回収油の一時集積場所への輸送及び貯留
- 沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達

(2) 沿岸部での除去方針の決定及び活動情報の収集・伝達

① 沿岸部での除去方針の決定

沿岸部での流出油の除去方針は、海洋での防除活動実施情報、防災ヘリコプター等による空中からの監視データ等を踏まえて、県が流出油沿岸部除去連絡会議を開催し定めることとなっている。また、除去方針は流出油の状況、回収の状況等を踏まえ適時更新される。

決定した除去方針は、県が、敦賀海上保安部と連携して関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う。

[沿岸部除去方針の項目]

- 優先して除去すべき地域
- オイルフェンス等を用いた影響の極限方法
- 油の適切な回収及び一時集積場所への貯留（分別方法を含む。）方法
 - * 県重油回収技術対策連絡会（重油回収技術調査部門が総括）が適切な回収方法等について検討する。
- 県で調達可能な回収船、防除資機材情報
- 作業の安全を図るための留意事項（流出油の特性や沿岸の地勢等を踏まえて）
- 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置方針

② 活動情報の共有化

沿岸部での除去活動に関する情報を共有化するため、県は、県現地事務所を通じて関係市町及び管轄（管理）区域を持つ関係機関から沿岸部での除去活動情報報告様式により情報を集約することとなっている。集約した情報は、県が敦賀海上保安部と連携して関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。

③ 情報の伝達方法

沿岸部での除去方針の伝達は、流出油の現状及び除去方針（沿岸部）伝達様式による。

活動情報の伝達は、沿岸部での除去活動実施状況伝達様式による。

それぞれ、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）原則としてファクシミリで伝達する。（伝達系統は、油流出発生伝達系統図と同様とする。）

なお、沿岸部除去活動に関する報道機関への発表については、県が実施する。

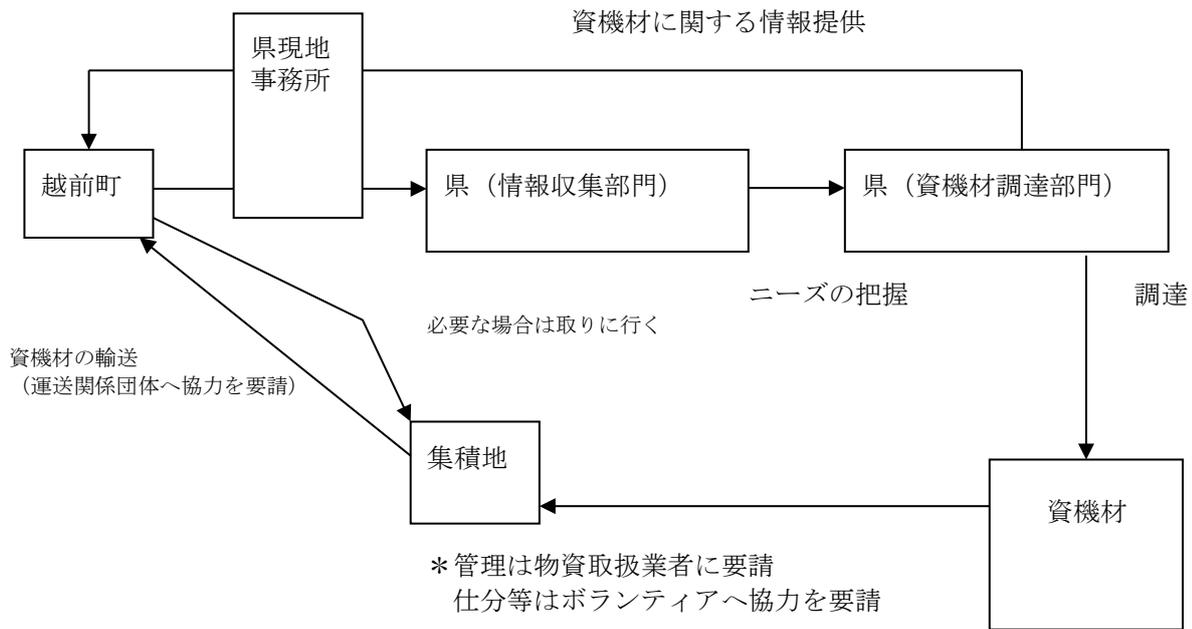
(3) 回収船及び防除資機材（主として消耗品）の確保

町は、防除資機材のうち、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品について、町の備蓄品又は町内での調達で対応し、不足する場合はあらかじめ定められた様式で県に確保を要請する。

防除資機材については集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

なお、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、県が流出油の現状及び除去方針（沿岸部）伝達様式により逐次町及び管轄（管理）区域を持つ機関へ提供される。

[回収船、防除資機材の確保概念図]



(4) 医療救護体制

町は、防除活動に従事する作業者の安全及び健康の保持を図るため、活動拠点となる港等で医療救護活動が迅速に行えるよう、医師等の確保をはじめ、救護所の設置や医薬品の手配等に必要な措置を講じる。

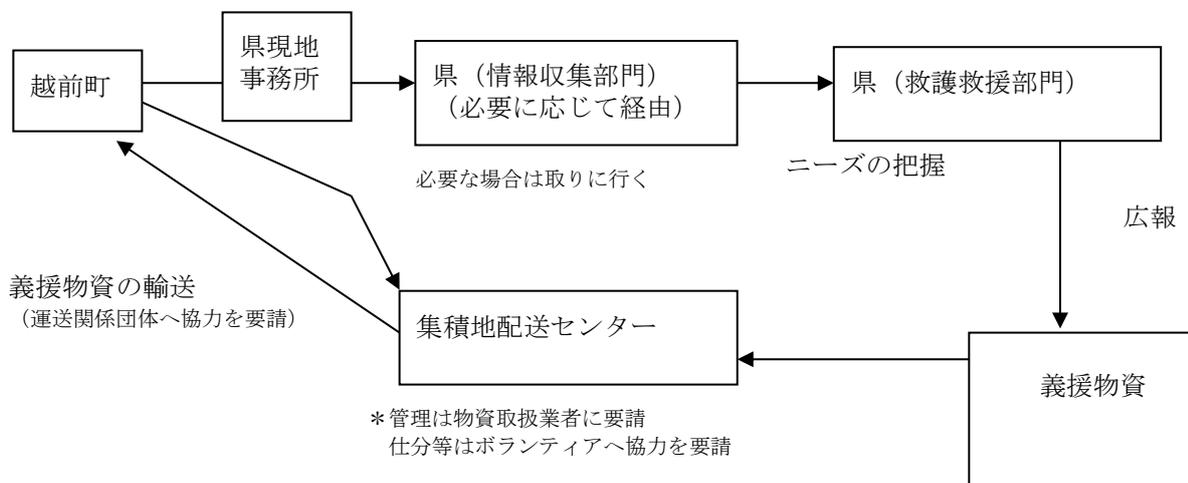
(5) 義援物資の募集・集積・輸送・配分

義援物資については、県が町から報告される沿岸部での除去活動情報等により被災地のニーズ等を集約し、あらかじめ、町及び県で調整した集積地若しくは配送センター等、配送先を示して一般に募集する。

義援物資の輸送・配分については、県が町と調整し、運送関係団体の協力を得て集積地若しくは配送センターから必要な地点に輸送し、活用する。

なお、町内で集められた義援物資については、第6編第1章第3節第2「義援金品の受付及び配分」の定めるところによる。

[義援物資の活用概念図]



(6) ボランティアの受入れ

ボランティアの受入れ並びに活動調整については、本章第23節第1「ボランティアの受入れ」による。

5 回収油の輸送・処理

海洋及び沿岸部で回収された油については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱う。したがって、当該回収油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理基準に従い適正に処理しなければならない。

町は、県現地事務所と連携を図り、一時集積場所に貯留された回収油の輸送・処理の円滑化を図る。

6 環境対策及び風評対策

町は、県の実施する環境対策及び風評対策に協力する。

7 補償対策

町は、補償に関する情報の収集に努めるとともに、補償請求に備え作業内容や経理の把握、写真等の証拠書類の整備を行う。

なお、町における補償対策についての情報の収集、交換及び関係機関との連絡調整は、「市町補償対策会議」において、その対策を講じ、必要な場合には海事鑑定人等に対し説明会の開催等を求める。

所 管	各対策部, 鯖江・丹生消防組合, 関係機関
-----	-----------------------

第26節 その他災害応急対策計画

地域防災計画では、風水害、地震・津波災害、原子力災害に加え、大規模事故等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、災害の態様に応じ、「一般災害対策計画」を準用し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。

